

第11章

第1部

県知事の本性、任命、および任務

第4項。(本性と任命) 各県において、執行権は共和国大統領より任命された県知事が責任を有し、これを行政する。

第5項。(任務) 行政地方分権化の制度において、県知事は、国家憲法においてすでに確立されている任務のほかに、以下の任務を有する。

- a) 国家憲法、法令、制令、および決議を完遂し、または、完遂させる。
- b) 国家の法人制の枠内において、本法令において定められる範囲内で、県政府を法的に代表する。
- c) 県内内の秩序を維持する。
- d) 経済的かつ財政的資源、県の領土資産およびその使用を行政管理する。
- e) 国家の計画制度の規則に従い、また、共和国の経済社会発展の総合的な計画の枠内で、県下の市政府および持続開発・環境省との調停において、県の経済社会開発計画を作成し、これを実施する。
- f) 県の開発計画の枠内において、また、国家公共投資制度の規則に則り、さらに本法令の経済的かつ財政的規則にしたがって、以下の領域における公共投資プログラムおよびプロジェクトを作成し、実施する。
 - 幹線道路、二次道路および市当局間接統路の建設と維持
 - 村落電気供給
 - 灌漑インフラストラクチュアおよび生産援助
 - 技術・科学的研究と普及
 - 環境の保存と保護
 - 観光育成
 - 社会的援助プログラム
 - 市政府強化プログラム
 - その他の市政府との関連事項
- g) 国家政府の委任により、教育、保健、社会的援助の人的事業の機能に選任されている人的資源および予算上の関係者をこれらの事業に関する規定の政策および規範の枠内において行政管理し、監督し、統制する。

- b) 市政府に委任されているものを除く、社会的援助、スポーツ、文化、観光業務、農漁業、および道路制度の諸事業の機能をこれらの分野における国家政策の統合性を保持しながら、行政管理し、監督し、統制する。
- i) 国家予算制度の規範に準じて県の予算プロジェクトを作成し、これを県協議会の検討のために提出し、更に憲法上の規範に照らすべく国家レベルの許可を受ける。
- j) 国家の財政行政制度と政府統制の枠内で県の予算を実行し、実施された年間の歳入歳出会計記録を承認のために県協議会へ提出する。
- k) 大衆参加を推進し、原住民、村落民、および近隣住民の要求および関係を執行権の持つ該当する部署を通じて経路化する。
- l) 移転された権限の枠内で市政府の要求、交渉、関係を経路化する。
- m) 行政決議を指令し、契約および協定に署名し、技術・行政的機能を委任し配分する。
- n) 権限事項に関連して干渉を行なう行政的資源を決定する。
- o) 地方 (provincia) の副知事、郡 (canton) の行政長官および、その指名が他のいかなるものによっても規定されていない関係人員を任命する。
- p) 他のいかなるものによっても規定されていない県の行政官を任命する。その数、任務、および任命形式は大統領令によって確立され決定される。
- q) 投資のためのクレジットを管理する。
- r) 国内において、あるいは、海外において設立される、しかし常にその設立の住所をその管区内にもつ、財団、協会、市民団体に対し、国内全てにおいて有効な法人権を認許する。村落共同体、原住民部落、近隣組合の法人権を登録する。
- s) 規定法令に準じ、国内において、あるいは、海外において設立される、ただし、常にその設立の住所をその管区内にもつ、商業団体、およびその他の商業的活動を行なう団体に対し、国内全てにおいて有効な登録を行なう。
- t) 規定法令に準じ、国内全てにおける有効性を持つ、標章、意匠、特許、権利、免許を認許し登録する。
- u) 県協議会の会計に関する場合を例外として、協議会の会合を、最終解決のための発言権および投票権を保持しつつ、統轄する。
- v) 県における私的投資を推進する。
- w) その他、効力のある法令によって任命される任務、および大統領令によって任命される任務。

第6項。(歳入歳出の提示) 県知事は各年度に相当して実施された収入および支出の会計を県協議会に対してその検査と承認のために提出しなければならない。

第II部

副知事と行政長官

第7項。(本性と任務) 副知事と行政長官は知事の代表者であり、地方 (provincia) および郡 (cantón) の行政に責任を持つ。

第8項。(職階制) 副知事は知事に従属し、行政長官は副知事に従属する。

第9項。(副知事と行政長官の任務) その地域的範囲内において以下の任務が遂行される。

- a) 国家憲法、法令、制令 および決議を完遂し、完遂させる。
- b) 公共の秩序を維持する。
- c) 下部人員を任命する。
- d) 任命された資源を管理する。副知事は知事に対して会計報告を行ない、行政長官は副知事に対して会計報告を行なわねばならない。
- e) 地方ないしは郡による使用が有効であると認められた県の資産を管理する。
- f) その任務の範囲において、また、知事によって任命された任務の範囲において行政的決議を発令する。
- g) 大衆参加の地方協議会を統轄する。

第III部

県協議会の構成および任務

第10項。(本性) 県協議会は、本法令で定められた任務の範囲内における、また、知事の行政的行為の範囲内における、助言、統制、監査のための集会的組織である。

第11項。(構成) 県協議会は知事が統轄し、それは以下の様式において構成される。

- 1) 地方の市民
- 2) 以下の手続きにしたがって定められる、地方の住民の50%に相当する者の代表
 - a) 県の総人口数をこの住民によって選任される評議員の数で割った商と同じ数の配当数が確立される。
 - b) 地方 (provincia) は、その人口がその県に対して確立されている人口によって評議員数が最大数に達することに追加評議員を獲得する。
 - c) 前項において記述された基準によっても住民によって選任される評議員の総数に達しない場合には、その不足は配当数によってその人口の相対的近似値により、各地方に連続的に配分される。

第12項。(任命、障害、取り消し)

- I. 県内各地方の市議員はその現行成員の3分の2の投票によって、適正条件を満たし、少なくともその選任以前の一年間当該地方に住所を持つ市民に対して任命される。
- II. 人口上の理由により一人ないしはそれ以上の追加評議員を持つ各地方においては、その任命は各市内部の人口比率にしたがって行なわれ、これは関係する市議会の責任のもとにおいて行なわれる。
- III. 市議会議員および公共行政の職階性にある職員は県協議会の評議員であってはならない。
- IV. 市議会議員は規則の定めるところにより、現行成員の3分の2の投票によって評議員の任命を取り消すことができる。

第13項。(任命の要件) 県の評議員に任命されるためには、以下の事項が要求される：

- a) ポリヴィア人であり、その選任の前に徴兵義務を完遂していること
- b) 選任の日において満25歳に達していること
- c) 選挙人登録に登録されており、選任前最低最後の1年間その地方管区に住居していること
- d) 上院によって特別に復権が認められている場合を除き、体罰刑に処せられたことがないこと：特称証書あるいは執行済みの法的罪状を有さず、法律によって確立されている除名また不能力の場合に属さないこと

第14項。(任務) 県の評議員は以下の任務を有する：

- a) 共和国の経済・社会的開発の総合計画の枠内において、知事によって提出された県の開発のための計画、プログラムおよびプロジェクトを承認する。その実施を統制し査定する。
- b) その後の憲法的処理のために、知事によって提出された県の予算プロジェクトを承認する。
- c) 執行された収入および支出の県会計に関する知事の報告を承認する。
- d) 執行権の中央レベルにおいて保持されている任務の実行に関するものを除き、知事の諸行為を検査する。
- e) 効力のある法的処分に従い、県のためのクレジットを管理する便宜および必要性に関して判断を下す。
- f) 間機関的協定の調印に関して判断を下す。
- g) 知事が入札、契約締結、およびそれに応じた監督を効力のある法的規範にしたがって最大限の透明性を持って実行し得るように、資産の取得、譲渡、貸借、また、

公共活動および事業の契約調印の要件を認可する。

- h) 県、地方、および郡の資産の要求および優先順位への喚起を提案する。
- i) その管区内の市政府その他の機関との調整を促進する。
- j) 共同体の参加を促進する。
- k) 知事に対して、また、知事を通して副知事および行政長官に対して、行政管理に関する情報を要求する。
- l) 共和国大統領に対し、現行の法令や県の利益に反する知事の条令および決議を陳情する。
- m) 成員の3分の2の投票により知事に反対する動機付を持つ検閲決議を発する。
- n) 本法令において取り決められている任務の完全な執行のために機能および内的手続き規則を承認する。

第15項。(義務的協議)

- I. 知事は、以下の事項に関して、決定を適用する前に、その行為の無効性の裁可のもとで、県協議会と協議することを義務づけられている。
 - a) 現行の法的制度にしたがって、県のためのクレジットを管理する際の便宜と必要に関して
 - b) 間機関協定の要件と調停に関して
 - c) 現行の規範によった公共活動および公共事業の契約締結に関して
- II. 知事の召集に応じた県協議会はパラグラフIに記述された事項に関して明確に意見を述べねばならない。明確な意見表明がない場合には意見は一致するものと見なされる。裁定の手続きと条件は規則制令によって設定される。
- III. 県協議会によって発され、知事によって受諾される裁定および承認はその行政行為とその帰結における一致を必然的に意味する。
- IV. 知事は、表明され基礎づけられた決議によって、この行政行為とその帰結についての完全な責任を有しながらも、県協議会によって発される裁定およびまたは承認からは、みずからを責任外に置くことができる。その場合、協議会はこの決定を共和国大統領に対して代表し、共和国大統領は規則制令によって確立されている条件のもとで最終的で義務完遂的な決議を発する。

第16項。(検閲) 検閲の目的は観察される政策および手続きの修正である。

- I. 県協議会は出席議員の3分の2の投票と動議によって現行法制および県の利益に反すると考えられる知事の行為および決議を検閲することができる。
- II. 検閲は、共和国大統領によって受諾されるか、却下される、県の最高権威の辞職を必然的に意味する。

第17項。(機能執行) 評議員はその機能を、二年間の期間、ただし再任される可能性をもって、執行する。必要と考えられる期間、最低月に一回、また特別の場合には知事の召集に応じて会合を開く。

第18項。(定数) 県協議会の会議の実施はその成員の半数プラス一名の出席を要件とする。

第19項。(投票) 県協議会の承認および裁定は出席している成員の投票の絶対多数によって有効とされる。

第II主要項目

第I章

経済・財政規則

第20項。(財源)

I. 県が所有し使用する財源は知事によって行政管理され、これは以下のものからなる：

- a) 法令によって創設される県臨時収入
- b) 法令1551号によって創設される県賠償基金の財源
- c) 炭化水素およびその派生物に対する特別税収入の25%
- d) 保健、教育および社会的援助の人的事業費として国家総予算において各年に委託される割当額
- e) 国家憲法の第148項において設定されている辞令に相当する、国家総財源からの特別転移
- f) 国家公共会計・貸借制度の規範にしたがって契約される内外のクレジットおよび借款
- g) 責務を与えられている資産の譲渡から得られる財源
- h) 事業提供および責務を与えられている資産の用益権から得られる収入
- i) 遺贈、寄付、その他類似の収入

II. 本項の Paragraph I, 条項 b) に関連する財源は、炭化水素およびその派生物に対する特別税からの税収の10%を超過することはできない。この限度を超過する場合にはその配分は受益県の間で比例調整される。

III. 本項の Paragraph I, 条項 c) に関する財源は、以下の様式で発効される：50%が各県の人口数の関数にしたがって、また、50%は9県に対して均分に。

第21項。(投資プログラムおよびプロジェクトのための財源割り当て) 知事は、本法令の第5項、条項 I) において示されている投資プログラムおよびプロジェクトの財政のために、

本法令第20項のパラグラフI, 条項a), b), c)に示されている財源の85%とf) g)に示されている財源の全部を割り当てる。

第22項。(行政経費のための財源割り当て) 知事は、本法令の第5項で示されている任務遂行のために、その職員の行政経費を賄うために、本法令の第20項パラグラフIの条項a), b), c)において示されている財源の15%までを割り当てる。

第23項。(投資のためのクレジットの管理)

- I. 知事は県協議会の承認的裁定と国家公共会計貸借制度の規範に従い、本法令が割り当てる財源によって投資プログラムおよびプロジェクトの財政のためのクレジットを管理することができる。
- II. 県予算プロジェクトは知事が責任を有し管理している債務の償却事業に相当する財源を義務的に内包しなければならない。

第III主要項目

単一章

最終・臨時処分

第24項。(事業とプロジェクトの移転)

- I. 本法令の第5項、条項f)において委任されている任務に関する活動およびプロジェクトは、これが、非営利的に、中央行政、地方行政の公共団体、および地方分権化された団体の分担によって施行されていた場合、知事の行政管理の下で移転される。
- II. 同様に、これらの活動およびプロジェクトがその実施のために有する国際的財政およびその負債が存在する場合には、それも移転される。これらの活動およびプロジェクトの継続を保障するために要件とされるカウンターパートの財政は知事によって本法令第20項において示されている財源をもって賄われる。

第25項。(地方分権化される団体と分散される職員) 現在本法令の第5項において任命されている任務に関係した機能を果たしている、地方分権化される非営利的公共団体および中央行政から分散される職員は、知事の、人的、物理的、財政的な行政管理下に移転されつつ、解散分解される。移転過程の条件および様式は大統領令によって規制される。

第26項。(地域の開発公団) 地域の開発公団は解散される。実際には、これらの団体の基本財産は、知事の行政管理と責任のもとで、県の所有と使用のために移転される。移転の条件と様式は大統領令によって規制される。

第27項。(規制) 執行権は本法令の効力に関し必要な規制を発令する責任を保持する。

第28項。(効力) 本法令は1996年1月1日以降効力を発する。

第29項。(廃棄と失効)

- I. 以下の処分は廃棄される。

- 1831年9月28日付の規制法（知事、長官、行政長官、市庁の任務と義務）
- 1833年10月19日付の法令（1831年9月28日の規制法の第32項の失効）
- 1888年12月3日付の政治・行政組織法
- 1994年8月18日付の大統領令23845号、「開発公団の組織規則」
- 1972年9月15日付の執行権行政組織法、D. L. 10460号

II. 以下の処分は失効する：

- 1994年4月20日付の「大衆参加」法令第1551号の第28項、第30項、および第31項
- 1985年1月10日付の市政組織法第39項条項11

III. 修正

- 民法第58項および第68項
- 商法第26、32、443、および444項
- 1918年1月15日付の「標章規則法」の第12、13、15、17、25、28、および63項

IV. 本法令に反する処分は失効し廃棄され、これらは規制令の失効・廃棄表に付添される。

立憲的終結のために執行権に対し通達のこと。

1995年7月28日、国会会議場において授与される。

Fdo・ホアン・カルロス・ドゥラン・サウセド、ハヴィエル・カンベロ・バス、ワルター・ズレタ・ロンカル、フレディ・テヘリナ・リベラ、エディト・グティエレス・デ・マンティヤ、カルロス・スアレス・メンドサ。

以上、共和国法令として所持し遵守されるべく、これを発布する。

1995年7月28日、ラバス市政府官邸

FDO. ヴィクトル・ウゴ・カルデナス・コンデ、共和国臨時立憲大統領、カルロス・サンチェス・ベルザイン、ホセ・フスティニアノ・サンドヴァル、レネ・オスワルド・ブラットマン・パウアー、フェルナンド・アルヴァロ・コシオ、ルイス・レマ・モリナ。

ボリヴィア官報

1995年12月29日
大統領令第24206号

細則

県レベルにおける執行権の組織

1995年12月29日発行

大統領令第24206号

ゴンザロ・サンチェス・デ・ロサダ
共和国立憲大統領

以下を考慮して：

国家政府によって推進された変革の枠内において1995年7月28日に行政の地方分権化に関する法令第1654号が發布されたこと、

その第27項において示された内容を完遂するためにその法令を規制する必要があること、

県レベルの執行権が有すべき、行政構造、県議会、経済・財政制度、行政手続き、およびその従属機関に対する諸機関の分離、解体形式等に相当する組織が検討されたこと

これら全ての課題は国家憲法、大衆参加法、執行権省庁法、政府行政・統制法およびその他の法的状況に適合するものであること

内閣において、

以下の宣言を下す：

県レベルにおける執行権組織

第I題目

県自治体

唯一章

大統領令の範囲

第1項 (目的) 本大統領令はその目的として法令第1654号に基づく執行権の行政地方分権化の枠組みに準拠する形で各県の県自治体の構造と機能を規制するものである。

第II題目

県知事

第I章

行政構造

第2項 (行政レベル) 法令1654号第5章に提示された県知事の任務の遂行は以下のような行政的レベルを通じて発効する。

I. 調整

a. 事務総長

II. 統制

a. 内政監査総指導部

III. 支持および査定

a. 法務総指導部

b. 社会的コミュニケーション総指導部

IV. 執行

a. 県持続開発庁

b. 県経済開発庁

c. 県人的開発庁

d. 県大衆参加庁

e. 県公庫

V. 運営

a. 各指導部

第3項（事務総長）県自治体の政策、計画、プログラムおよびプロジェクトの調整、遂行、査定に責任を有し、県知事と県議会、副知事、および地方長官の関係を円滑にすることに責を有する。県自治体の執行レベルはその行政的範囲内にある。県知事に従属する。

第4項（内政監査総指導部）法令第1178号によって確立された事項における統治管理運営の統制に責任を有する。

第5項（法務総指導部）法令第1654号第5項条項r), s), t)において提示されている任務の遂行に関して県知事に対して支援することに責任を有する。さらにまた、県自治体の諸施策一般が要求する法的査定を提供する。県知事に従属する。

第6項（社会的コミュニケーション総指導部）県自治体の公的かつ唯一の代弁者であり、市民の要求および期待を感知しながら、その行政レベルのそれぞれの活動の発展状況を情報として提供することに責任を有する。県知事に従属する。

第7項（庁の役割）諸庁は以下の役割を遂行する。

a) 県持続開発庁 関係事項を規制する全国的体制との協調を遵守しつつ、その領土内の開発計画を担当する。天然資源の合理的利用の遂行と財政の準備、環境保護、公共投資プログラムおよびプロジェクトの作成における監督、県自治体の予算プロジェクトの作成に責任を有する。事務総長に従属する。

b) 県経済開発庁 関係する全国的政策および規範の枠内で、経済開発促進に関連するプログラム、プロジェクトおよび諸施策の運営と執行を担当する。事務総長に従属する。

c) 県人的開発庁 関係事項を規制する全国的政策との調和的行政を確認しつつ、人間の開発、形成、福祉および生活の質に関する施策を担当する。事務総長に従属する。

d) 県大衆参加庁 大衆参加に関する法令第1551号の第25および26項において定められた事項を完遂しつつ、県における大衆参加の過程を推進、調整、支援することを担当する。事務総長に従属する。

第8項 (県公庫) 経済的、人的、物理的資源の組織化と管理、予算の執行および統制の過程、法令第1178号の行政制度の規則と特例の適用、内的小および・または外的小貸与の運営に対する支援を担当する。その階級は県の諸庁と同等である。事務総長に従属する。

第9項 (県の諸庁の組織) I. 県の諸庁は、法令第1651号と本大統領令とにおいて提示された任務および機能を執行することに責任を有する地方分権化された、また、分散された指導部と団体とによってなる。

II. 県諸庁の機能の完遂のため、また、その基本的構造を変更させないために、県知事は厳密に運営にその機能を限った移行的性格をもつ執行体の創設を申請することができる。申請は大統領府の省に対して提出される。その承認は大統領決議によって発効する。

第10項 (県諸庁指導部) I. 県諸庁を構成する指導部は以下のようなものである。

a) 県持続開発庁

1. 計画部 全国的計画体系の枠内において県の開発計画を作成し、天然資源に関する全国的政策および規範を管理運営し、社会経済的かつ生産的研究を監督・実施し、計画過程の支援のための情報を獲得する。同時に、国家公共投資制度との協調において、県における公共投資プロジェクトを確認し、組織立て、査定しなければならない。

2. 運営・予算計画部 運営プログラム制度を運営施行し、県自治体の予算プロジェクトを作成することに責任を有する。

3. 環境部 県において、環境分野において存在する全国的政策および規範を管理運営する責任を有する。

b) 県経済開発庁

1. 生産促進部 県における生産的投資を促進し支援する目的の事業を提供することに責任を有する。

2. インフラストラクチャ部 県のインフラストラクチャの発展に貢献する公共投資プログラムおよびプロジェクトの執行を監督することに責任を有する。

3. 農牧業部 この部門の開発を推進するため県における全国的政策および計画の執行に責任を有する。

4. 観光産業部 この分野における県が有する潜在的可能性を試行しながらこの部門に対して利益のある政策、計画およびプロジェクトを執行することに責任を有する。

c) 県人的開発庁

1. 教育部 法令第1654号によって委託されている任務を遂行しながら、人的開発省によって発された規範および政策にしたがって初等前、初等、中等、大学以外の高等、ないしはそれ

に準ずる教育事業の計画および運営の過程の統合と明確化に責任を有する。

2. 保健部 地方分権的・参加的保健公共制度を実施し、法令第1654号によって委託された任務を遂行することに責任を有する。

3. スポーツ部 法令第1654号に移行された任務の枠内において、本部門の政策、計画、プログラムおよびプロジェクトを執行することに責任を有する。

4. 社会管理部 文化、民族、性、世代および社会的援助の分野における計画の執行に責任を有する。

d) 県大衆参加庁

1. 市強化部 全国市強化計画の枠内において、市政府の行政能力を強化し、その農民共同体、原住民部落、隣組合との関係を円滑化するための政策を企画し執行することに責任を有する。

2. 共同体強化部 全国農民共同体・原住民部落・隣組合強化計画との協調において、市行政における農民共同体、原住民部落、隣組合の参加を促進することを目的とした政策を企画し、執行することに責任を有する。

e) 県公庫

1. 財政部 法令第1178号において定められた財政運営制度の適用に責任を有する。

2. 運営部 法令第1178号において定められた非財政的運営制度の適用に責任を有する。

II. 県知事が大統領府大臣に対して提出する正当化と申請によって本項において定義づけられているもののほかに付加的な指導部を創設することができる。その承認は大統領決議によって発効する。

第II章

一般的機能

第11項 (県知事) 法令第1654号において確立されている任務の遂行のために県知事は以下のような機能を有する。

a) 県議会に対し、県自治体予算プロジェクトを提出する。ここで承認されたならば、憲法の規範に一致してその考慮および処置を行なうために大蔵省に対しこれを提出する。

b) 次年度3月の最終労働日までに年間の覚え書きと県の収入支出会計とをその考慮および承認のために県議会に対して提出し、更に大蔵省に対して提出する。

c) その領土内において、ポリヴィア国家の内的安全、公共の秩序および社会的平和との関係で、内務・防衛省によって定義づけられた政策および指令を遂行または遂行させる。

d) 県議会の要求に応じ、要求が受領された期日から15日を超えない期間の間に県自治体の行政管理に関する文書化された報告を提出する。

e) 財政策定活動およびその継続的活動を円滑化するために県議会に対して、文書化された6

カ月ごとの報告を提出する。

- f) その領土内における種々の社会的・政治的活動者と関連したプログラムを執行する。
- g) 全国公共投資・予算制度の規範に従い、一定期間中に県自治体の予算執行に関する報告を作成し、これを大蔵省に対して提出する。
- h) 地域の各省とともに、その任務の遂行に相応する分野を調整する。
- i) 事務総長とともに行政決議に署名する。

第12項 (事務総長) 事務総長の機能は以下のようなものである

- a) 発言権を有し投票権を有さない県議会の書記官の機能を執行する。
- b) 県知事と県議会との間の行政的調整を円滑化する。
- c) 県知事と副知事および地方行政官との間の行政的調整を促進する。
- d) 県知事の考慮のための情報を提供しつつ、行政構造の執行レベルでの調整、施行、査定を実現する。
- e) 県開発計画の管理運営と成果とを定期的に査定する。
- f) 県自治体予算プロジェクトの作成を監督する。
- g) 県知事の考慮のために県自治体機関強化計画を考案し定期的に提供しその執行を指導する。
- h) 政策、計画、プログラムおよびプロジェクトのそれぞれの執行を円滑化するために県自治体の従属機関の行政行為を調整する。
- i) 市町村、県、国および国際的な公的ないしは私的性格の他の団体によって管理運営されているものと協同に作業運営していくために県自治体の計画、プログラム、およびプロジェクトを調整する。
- j) 県自治体の通信および文書作成を受領し、登録し、権限委任する。
- k) その他県知事によって示された形式による委任事項

第13項 (法務総指導部) 法務総指導部の機能は以下のようなものである。

- a) 県知事に対して法的領域の管理について助言する。
- b) 県行政の法令および契約の合法性を監督する。
- c) 法令第1654号の第5項条項r), s), t) で定められた委任事項の実施のための法的要件の遂行を監督する。
- d) 県自治体の職員に対しその特殊機能の運営管理を規制する法的配備の管理に関して能力養成を行なう。

- e) 県自治体において作成される法的体制、特殊規則との一致を審査し調和的なものとする。
- f) その他県知事によって示される様式により委託された事項。

第14項 (社会的コミュニケーション総指導部) 社会的コミュニケーション総指導部の機能は以下のようなものである。

- a) この領域に関して定義づけられている全国的政策の枠内において県自治体のコミュニケーション行為を考案し執行する。
- b) 県自治体によって運営管理される政策、プログラムおよびプロジェクトを普及する。
- c) 要求されるコミュニケーション面での管理を県自治体の諸団体とともに調整する。
- d) それが達成すべき機能と関係をもつ政治的、機関的、社会的かつ文化的変化の範囲と結果に関して県自治体の職員に対して情報を維持的に提供する。
- e) 大衆の定期市、市の労働、その他のコミュニケーション活動の実施を市政府とともに調整する。
- f) 県知事によって示される様式によって委託される事項

第15項 (県持続開発庁) 県持続開発庁の一般的機能は以下のようなものである。

- a) 総合経済社会開発計画との調和において県の種々の公的かつ私的活動者と調整をしながら県開発計画を作成する。
- b) 県地域秩序計画の枠内で、また、現行の法的体制において確立されている条件にしたがって、土壌利用計画の企画および執行により県における地域計画を推進する。
- c) 部門的計画作成において県自治体および市政府の従属者を援助する。
- d) 関係している全国的な配備の枠内において投資計画および運営プログラムの制度のための特別の法規を作成する。
- e) 県自治体の種々の従属者に対し、年間運営プログラムの作成とその強化において援助を与える。
- f) 県の諸庁および諸指導部との調整において県自治体の年間投資プログラムを作成する。
- g) 県自治体の種々の従属者との調整によって県の予算プロジェクトを作成する。
- h) 現行の内政体制の枠内において県の政治-行政の分離の規制化を決議する。
- i) 環境保護および天然資源の合理的利用を推進するための能力養成や意識化についての地方的かつ市レベルでのキャンペーンを計画し促進する。
- j) 全国的団体および組織と調整しながら、県の経済的社会的会計を組織し普及する。
- k) 法令第1654号の第5項条項f)において提示されている任務の枠内において関係各庁とともに公共投資プロジェクトの作成を監督し調整する。

- l) その領土内の生産能力と地方的かつ市レベルにおける事業提供の強化に貢献するプロジェクトの企画をこれに関係する財政計画とともに支援し監督する。
- m) その領土内の経済・社会的開発に貢献する大学、研究機関および、あるいは公的または私的、さらに国内的または国際的な高等教育、計画、プログラム、プロジェクトの作成を組織し促進する。
- n) 地方レベルにおける投資および環境問題に関する計画、プログラム、プロジェクトに関する知識、実践、方法の移動において県内の市政府を援助する。
- o) 県自治体の予算執行を査定する。
- p) 事務総長によって示された様式によって委託された事項

第16項 (県経済開発庁) 県経済開発庁の一般的機能は以下のようなものである。

- a) 県内の生産開発を指向している全国的政策および規範を適用する。
- b) 法令第1654号第5項条項f)において提示されている任務の枠内において公共投資プロジェクトの執行を監督する。
- c) 生産的開発に貢献する貸与、市場、その他の要因に関する県の情報体系を発展させる。
- d) 時機に応じて県の投資を促進するために必要な社会経済的情報を普及する。
- e) 市における生産的プロジェクトおよびインフラストラクチュアの活性化、執行および追跡活動のための技術的援助を許可する。
- f) 県の生産的かつ社会的開発に貢献する技術-科学的研究活動と普及とを、大学、研究センターおよび、あるいは公的または私的、国内的または国際的高等教育とともに、組織し促進する。
- g) 関係する部門総長組織の運営体系を組織し適用する。
- h) 県予算プロジェクトの準備に参加する。
- i) 事務総長によって示される様式によって委託される事項

第17項 (県人的開発庁) 県人的開発庁の一般的機能は以下のようなものである。

- a) 県において社会的分野における全国的政策と規範を適用する。
- b) 異なる社会的行為者および部門間の調整を円滑化する。
- c) 保健、教育、文化、スポーツの領域におけるプログラムおよびプロジェクトを企画し執行する。
- d) 全国的政策における効果的な統合を追求すべく県の原住民を強化する。
- e) 家族、婦人、児童、青年、高齢者の開発、保護、防御のための特別の政策およびプログラ

ムを推進する。

- f) 教育、保健、文化、スポーツの分野における人的資源、行政、および財政の管理と関連する技術、方法、活動計画において市政府を援助する。
- g) 関係する部門総長組織の運営体系を組織し適用する。
- h) 県予算プロジェクトの準備に参加する。
- i) 事務総長によって示される様式によって委託される事項

第18項 (県大衆参加庁) 県大衆参加庁の一般的機能は以下のようなものである。

- a) 全国市強化計画および全国農民共同体・原住民部落・隣組合強化計画の枠内で、大衆参加計画を執行する。
- b) 市政府、農民共同体、原住民部落、隣組合の機関的強化に貢献する団体、組織、財源を確認する。
- c) 大衆参加法の適用と関係している県の公的かつ私的な種々の行為者の関係と調整を促進する。
- d) 領土内の市政府に対し、同時進行的な投資プログラムおよびプロジェクトの執行のため、また、事業提供のための連帯性を要求する。
- e) 大衆参加法に関係した分野において県自治体の県の諸庁によって更に開発される諸行為を方向づけ調整する。
- f) 県において大衆参加法の執行過程の追跡と査定を発効する。
- g) 県における村落と都市の両地域における均衡のとれた開発に貢献するプログラムおよびプロジェクトを企画し執行する。
- h) その領土内の市の地域的行政組織過程を促進し援助する。
- i) 市境界争議解決に貢献する。
- j) 県予算プロジェクトの準備に参加する。
- k) 事務総長によって示される様式によって委託される事項

第19項 (県公庫) 県公庫の機能は以下のようなものである。

- a) この分野を規制している全国的規範の枠内においてその執行を調整しつつ県自治体の行政および財政のメカニズムを考案する。
- b) 法令によって委託される資源の管理運営。
- c) この分野を規制している法的体制と協調して、法令第1654項第5項の条項 r), s), t) において提示されている任務を遂行するための権利および受領分を運営管理する。

- d) 県予算プロジェクトとの作成において県持続開発庁を援助する。
- e) 予算および財政の流れを作成する。
- f) 県知事に対し収入および支出に関する県会計についての定期的な報告を作成し提示する。
- g) 統合会計制度規範に従い、県自治体の全ての財政操業を登録し、大蔵省の財政情報統合制度に対しこれを提出する。
- h) 県行政の従属機関それぞれがその目的遂行のために要求する財源について適切かつ効果的な方法でこれを監視する。
- i) 法務総指導部とともに、県知事の任務実践のために必要な法的手続きの処置を組織し調整する。
- j) 県予算執行を運営管理する。
- k) 事務総長によって示される様式によって委託される事項

第 I I I 章

副知事と地方長官

第 20 項 (機能) 地方 (provincias) における県知事の任務遂行を容易にするために副知事は以下の機能を有する。

- a) 全国レベルまた県レベルの法的体制をその地方において完遂し、また、完遂させる。
- b) それぞれの県開発計画の執行をその地方のさまざまな公的ないし私的行為者とともに調整する。
- c) その地方の必要事項を県知事に対して報告する。
- d) 市政府および関係する県の庁と調整しながら地方における観光産業を推進する。
- e) 道路維持と配電の適切な機能を監督する。
- f) 環境の適切な管理と天然資源の合理的利用を保障するための監査の選択を県自治体に対して申請する。
- g) その領土内の市政府、隣組合、農民共同体、原住民部落の強化を援助する。
- h) その地方の開発に関係する任務の完遂において県議員を支援する。
- i) その地方の領域内において県知事および県議会の決議の完遂を監視する。
- j) 市政府および関係する県の庁との調整においてその地方に起源をもつ村落の文化的同一性 (アイデンティティ) の強化に貢献する。
- k) 共通のテーマの処理のためにその地方内の複数の市政府間の関係と調整を円滑化する。

l) 共通のテーマの管理運営に関して他の地方の類似のものと調整を行なう。

m) 大衆参加地方協議会を率いる。

n) 県知事によって示される様式によって委託される事項。

II. 地方長官は郡 (canton) において副知事の機能をこれに対して従属的かつ共通の様式において管理運営する。さらに、示される様式によって委託される行為を遂行しなければならない。

第 III 題目

県議会

第 I 章

構成と選任

第 21 項 (構成) 県協議会は以下のものによって構成される

- a) 県知事、法令第 1654 号第 11 項において提示されているところに従いこの議長を務める。
- b) 法令第 1654 号の第 11 項項目 1) と第 12 項の段落 I において確立されているところに従い県の各地方のそれぞれからの市議会によって委任された市民。
- c) 法令第 1654 号の第 11 項項目 2) と第 12 項の段落 II において提示されているところに従い関係する市議会によって委任された市民。

第 22 項 (県議会議員数) 執行権は、最も新しい全国人口・世帯国勢調査の人口情報に基づいて、大統領令を通じて県議会議員数を定める。

第 23 項 (任命と召集) I. 法令第 1654 号第 12 項段落 I において提示されている県議会議員の任命の行為は以下の手続きにしたがって発効される。

- a) 地方の副知事はその領土内において、個人的様式、ないしは、政府の法令にしたがって、また、その地方が有する最大範囲の通信手段を用いてそれぞれの会議の開催期日、時間、場所を通告して、全ての市議会を召集する。
- b) 召集は二年毎に行なわれなければならない、それは会議開催日として定められた期日の少なくとも 7 日前までに予告をして一月前半の 15 日以内に行なわれる。
- c) 召集に責任を有する副知事はその会議の議長を務め、相当する議事録を作成し、これを会議終了後 48 時間以内に知事に対して提出する。
- d) この行為の実現のためには、その地方の市議会議員の過半数の出席が必要である。
- e) 会議は選考に示された定数の検証を行なってから開催宣言される。この条件が満たされない場合には、会議は召集において示されたのと同時刻、同所において 24 時間延期される。

定数不足が持続する場合には、副知事は本項の前の諸条項において支持されている手続きに従い、続く15日間の間に新たに召集を行なう。

- f) 任命は法令第1654号の第13項に示されている要件を考慮して、市議会議員によって提案される市民のリストから発効される。
- g) 市議会議員は公会議において投票する。もし、投票の結果が、法令第1654号の第12項第1段落において示されているように3分の2に達しない場合には、投票は要件が満たされるまで繰り返してやり直される。

II. 法令第1654号第12項の第1段落において示されている県議員の任命行為は以下の手続きにしたがって発効される。

- a) 関係する市議会議長は市議会を召集し、通常会議開催のための通常の利用に従い会議を総裁する。任命は出席市議会議員の全数の3分の2によって発効する。
- b) 市議会指導部によって署名される任命動議はその会議の終了後48時間以内に知事に対して関係する総裁によって提出される。
- c) この任命の本性に従う全ての事項において、本項第1段落で示されている事項が適用される。

III. 県議員に任命するために必要な市議会議員数が全数でない場合には、すぐ上の数がとられる。

IV. 県知事は4月の第1労働日において県議会の初回の会議を召集する。法定定数に達するために十分な県議員の任命の不足によって会議が召集できない場合には、その次の月の第1労働日に改めて召集され、以下、同様に処理される。

第24項 (行政行為) 第一回の会議に定められた期日において法定定数が存しない場合には、知事の行政行為は県議会の干渉なしで有効なものとなる。

第25項 (効力) 4月の第1労働日より、法令第1654号第17項によって定められた2年の期間が開始する。

第26項 (法的住所) I. 県議会の法的住所は県の県自治体である。

II. 県議会議員は県議会書記官に対しその法的住所を文書で設定する。

第27項 (行政責任) 本章において示されている条件を満たさない、県、地方、市の当局者は相応する行政的制裁の対象となる。

第II章

定期性、定数、出張経費、食事

第28項 (定期性と定数) I. 県議会は通常は各月一回、特別の場合には知事の召集ないしは、議員の絶対多数によって必要とされる回数会議を行なう。

II. 県議会は法令第1654号第17項によって支持されているところに従い、その成員の

過半数の出席によって有効に成立する。

第29項 (旅費と出張経費) I. 県議会の存する都市に常住住所をもたない県会議員はその県自治体の現行賃金表にしたがって旅費と出張経費を受ける。

II. 召集された会議に出席せず、旅費および出張経費を受けた県会議員は相応する会議が開催されてから15日以内に同等額を返済しなければならない。この期間を経過すると、県公庫はそれ以後の出費の自動的減額の手続きをとる。

第30項 (食事) 県会議員は会議期間中の食事を受ける。欠席ないし放棄の場合には相応する日当の権利を失う。

第31項 (予算) I. 前項で示された出費および県議会の通常経費は県自治体の年間予算において通常適正経費の一部に帰される。

II. 県議会に対する顧問に対する費用は予算の一部には計上されない。

第III章

召集と会議

第32項 (召集) I. 県議会総裁は通常会議および特別会議の開催において、議員を、その法的住所への通達により、また、最大限の社会的通信手段を用いて召集する。県議会の総裁および書記官によって署名された召集は、議題および必要な情報を付して、会議開催と定められた期日より少なくとも7日労働日よりも以前に発効されねばならない。

II. 会議は定数の検証の後に開催宣告される。会議への出席者の数が定数に満たない場合には、会合は召集で定められたのと同時刻、同所において24時間延期される。定数の不足が持続される場合には、県議会総裁は次の15日以内に新たな召集を行なう。

第33項 (議員の召集) 県議会が召集を決定する場合、県議会総裁は会合の期日を提示して、その成員数の過半数によって署名された申請を提出する。県議会総裁はその行政責任下において、その実現を統轄しつつ相応する会議の開催を配備しなければならない。

第34項 (公会議) I. 県会議は公的なものである。

II. 出席議員の3分の2の賛成票が存するときには、機密事項として宣言をすることができる。

第35項 (決議) I. 県議会の決定は、法令第1654号第14項に支持されている任務の枠内において、「県議会決議」と称される。

II. 一人ないしはそれ以上の県会議員が採択された決議に反対の投票をする場合には、県議会書記官は不変状況を維持して、反対者の意見表明を求める。

III. 県議会決議は県議会総裁と書記官とによって署名される。

IV. 県議会決議は3分の2の承認を必要とする特定議題の場合を例外として、出席議員の過半数によって承認される。

第36項 (投票) I. 投票は口頭によりかつ義務的なものである。これは相応する動議の結

果を真正であると証明する県議会書記官によって登録される。

II. 賛成反対が同数の場合には、県議会予算に関する事項を除いて、県知事の投票が決定権を有する。

第37項（再議）決議を動機づけた状況が、重要な時間的調整を行なっても採択にいたらない場合には、県議員のうちいずれかが異議決議承認に続く48時間以内に議員の3分の2の賛成票によって再議を申請することができる。

第38項（会議の延期）県議員はその議題の性質がこれを認めると考えられる場合には、法的に召集された会議の延期を県議会総裁に対して申し出ることができる。この請願が受領されるためには、県議会成員の過半数によらねばならない。この場合、予定されている議事日程に最適の処理をするために必要な期間をもって会議の期日を設定し新しい召集が行なわれねばならない。

第39項（行政行為）法的召集会議が定数の不足によって効力を発しない場合には、その召集に関する事項における県知事の行政行為が効力をもつものである。

第IV章

組織と機能の構造

第40項（構造）県議会は以下のような組織的構造を有する：

- a) 総裁
- b) 書記官

第41項（委員会）県議員は全権的考察に相応する情報を提示する非常任の活動委員会を構成することができる。

第42項（県議員の機能）法令第1654号で提示されている任務の遂行のために、県議員は以下のような義務を有する。

- a) 県議会の会議に規則的かつ時間厳守で出席する。
- b) 県議会によって発される体制を完遂する。
- c) それぞれの地方および市の必要を代表する。
- d) 県議会の指名する委員会の一部を構成する。
- e) 県議会決議の完遂を監督する。

第43項（制約）県議員はその県内における労働および事業の請負のための公開入札において、第一人者としてもあるいは第三人者としても関与することができない。

第44項（書記官）県自治体の事務総長が以下のような機能と義務を有して県議会の書記官として行為する。

- a) 召集を署名によって許可する。
- b) 会議開催のために定数の存在を検証する。
- c) 会議の議事録を記録する。
- d) 投票を検証しその結果が真正であることを証明する。
- e) 通信を受けこれが真正であることを証明する。
- f) 会議召集を通告する。
- g) その遂行に関与している関係者に対し県議会決議を傳達する。
- h) 機密事項でないものについて県議会決議の証明された謄本を授与する。

第45項 (報告) 県議会は県知事を通じて種々の公的あるいは私的關係者に対してその責任下の事項に関して報告しなければならない。

第46項 (内規) 県議会は法令第1654号第14項条項n)において提示されているところに従い、その事項の独自の技術的規範の枠内において、内的機能および手続きの規則を承認する。

第V章

承認、表明、陳述および検閲

第47項 (承認) 法令第1654号第14項の条項a), b), c)およびg)において示されている県議会の承認と官許は県議会総裁によって召集される有効な会議から数えて48時間以内に行なわれなければならない。それが表明されない場合には、県知事の裁量によって承認されたものとみなされる。

第48項 (表明) I. 法令第1654号第14項条項e)およびf)と同法第15項の第I段落において示される事項に関する義務的協議の免除に関する県議会の表明は県議会総裁によって召集された有効な会議から48時間以内に処理されねばならない。決議が表明されない場合には、県知事の裁量によって承認されたものとみなされる。

II. 県知事が法令第1654号第15項の第IV段落において確立されている特権を用いて県会議の表明を取り下げる決定をした場合には、県議会の特別会議の召集が成されねばならない。

第49項 (陳述) I. 法令第1654号第15項第IV段落において提示されている共和国大統領に対する県議会の陳述は以下の条件に従わねばならない。

- a) 前項の第II段落において言及された会議の終了から48時間以内に明確に述べられねばならない。
- b) 特別会議において実現された決議によって有効とされる。財源は不確定とされる。
- c) 共和国大統領は陳述決議によって傳達されてから15日以内に最終的かつ義務遂行的な決

議を發する。前に示された期間内に大統領決議が表明されない場合には、県議会の陳述は受認されたものと見なされる。県議会書記官はその帰結のための条件遂行を認許する。

I I. 法令第1654号第14項条項1)に関する陳述は現行の法的体制の枠内において相応する調査を行なう共和国大統領の回答を要求するものではない。

第50項 (檢閲) I. 法令第1654号第14項条項m)において方向づけ、確立されている檢閲は以下の条件にしたがって行なわれる。

a) 檢閲の考慮はその有効性のために召集された特別会議において議員の3分の2によって表明され、適用される決議によって宣告されねばならない。

b) 檢閲はその考慮が宣告されてから7日以内に行なわれる会議において表明される決議によって方向づけられ表現される。

I I. 檢閲は法令第1654号によって移行されまた/あるいは委任された任務の運営管理における可能な不正行為について県知事に対して告訴をするために作成されるべきものである。現行の法的体制の枠内において相応する調査を行なう共和国大統領に対して義務づけるものではない。

第V I 章

県会議員の罷免

第51項 (罷免) I. 市議会議員は、独自の発議によるか、または県知事あるいは県議会議員の3分の2の賛成による請願によって、法令第1654号第12項第I V段落において示されているところに従い、同決議において代替者を任命して県会議員の権限を剥奪することができる。

第I I I 題目

経済および財政の制度

第I 章

財源

第52項 (財源) 以下は法令第1654号第20項第I段落で提示されていることによる領土の財源であり県の利用によるものである。

a) 法令によって規定された県の特別財源

b) 法令第1551号によって規定されている県賠償基金の財源

c) 炭化水素およびその副産物に対する特別税からの徴収の25%

d) 保健、教育、社会的援助等の人的事業における経費のために国家総予算の中から年間支払われる財源分

- e) 国家憲法第148項において確立されている事例によって国庫から特別に委譲される分
- f) 国庫・公的貸与制度の規範にしたがって引き出される貸与および内外の公債
- g) 管轄下の資産譲渡に起源する財源
- h) 管轄下の事業提供と資産使用権に起源する収入
- i) 遺贈、寄付、その他類似の収入

第53項（炭化水素およびその副産物に対する特別税の25%の配分）炭化水素およびその副産物に対する特別税からの徴収の25%の配分は法令第1654号第29項条項e)に従い以下のように発効される。

- a) 大蔵省は、50%についての配分因子を本国の総人口に対する各県の人口に分かれる居住者数によって決定する。人口についての公的情報は最近の人口・世帯国勢調査の情報である。
- b) 残りの50%は9県の間均等に配分される。

第54項（炭化水素とその副産物に対する特別税の25%の委譲）炭化水素とその副産物に対する特別税の徴収25%への県の参与は本税のために確立されている支払い期間の満期の時点で、銀行制度を通じ、国庫から各県自治体の相応する公金口座に対して自動的に振り込まれる。

第55項（県の特別財源）法令によって確立されている鉱山、木材、炭化水素資源に対する県の特権はその事項に関する現行の規範において確立されている条件と手続きに従い、全国的な銀行制度を通じて、相応する県自治体の公金口座に直接に支払われる。

第56項（事業提供その他による収入）法令第1654号により県自治体に移譲された団体及び従属者の事業提供あるいは資産使用権に起源する財源は、これらの機能及び投資の費用を賄うためにその予算に統合される。保健、教育、社会的援助等の事項に委託されている団体についても同様に取り扱われる。

第II章

委任された権能及びその他の指命された任務のための財源

第57項（指命）I. 人的開発省と大蔵省とは、部門および財政上の指標に基づき、二省間決議を通じて、保健、教育、社会的援助の技術的・専門的職員の人的事業における経費支払いのために、法令第1654号第20項条項d)において指示されている予算指命の県配分を毎年決定する。

II. 言及されている財源に相応する月間指命額は国庫によって県公庫の公金口座に納入される。

第III章

公共投資と外資

第58項 (県公共投資の計画と執行) 公共投資の県のプロジェクトは共和国経済社会開発総合計画の枠内において、全国公共投資制度の基本的規範とその特別規則にしたがって作成され執行される。

第59項 (同時進行的プロジェクト) 共和国経済社会開発総合計画と県開発計画の優先項目とにおいて確立されているところに従って、県自治体は市政府および他の県自治体とともに投資プロジェクトを協同で財政援助することが出来る。これらの場合、執行、操業、財政の様式を取り決めた協定が署名される。

第60項 (県の投資のための外的財政援助) I. 全ての外的財政援助は全国公共投資制度の基本的規範によって確立されている枠組みにおいて大蔵省を通じて実現される。

II. 大蔵省は法令第1178号と第1493号とに従い、相応する議会の承認を準備し、共和国の名において、外的財政援助を県の口座に対し契約し、特別協定を通じてそれぞれの移譲を行なう。

第61項 (県自治体の債務限界) 県自治体は大蔵省が国庫及び公共貸与制度の基本的規範の適用を通じて確立している債務限界まで執行権の中央レベルに対して貸与を折衝することができる。

第62項 (投資プログラム及びプロジェクトのための財源指命) 以下は、法令第1654号第21項において言及されている財源の85%の指命に関しての財政援助のため適正経費である。

- a) 公共投資プロジェクトの財政援助
- b) 道路維持プログラムの財政援助
- c) 社会的援助プログラムの財政援助
- d) 投資プロジェクトの財政援助のために獲得された内的・外的公共債務及びその他の消極的財政援助の利子及び負債償却
- e) その他の資本経費

第IV章

操業計画と県予算

第63項 (操業計画) I. 県自治体とその従属期間の年間操業プログラムの作成、適用、執行、追跡、査定は操業プログラム制度の基本的規範の枠内で発展されなければならない。

II. 県自治体およびその従属機関の年間操業プログラムの作成は大蔵省が各年確立する予算限定要素を考慮したものでなければならない。

第64項 (県予算) I. 県予算はその県自治体の全ての従属機関を内包するものである。

II. 県自治体とその従属機関とは年間操業プログラムに基づいて、予算制度の基本的規範と大蔵省によって発行される予算作成指導書とにしたがって予算プロジェクトを企画し提出する。

第V章

財源管理

第65項 (財源管理) I. 県自治体は国庫・公共貸与制度の規範に従い、その義務を計画しその経費予算を執行して財源を管理運営する。

II. 県自治体の管理運営下にある基金は、国家大蔵省によって合法的に認可された公金口座において取り扱われる。

第V題目

行政手続

第I章

任命

第66項 (県知事) I. 県知事は共和国大統領により大統領令をもって任命される。

II. 国外への旅行による不在あるいは職務遂行不可能の場合には、共和国大統領は大統領令をもって代替知事を任命する。

第67項 (事務総長) I. 事務総長は共和国大統領との事前の有効な諮問に基づき行政決議をもって県知事により任命される。

第68項 (長官及び出納局長) I. 県諸庁の長官及び県公庫の出納局長は県知事との事前の有効な諮問に基づき、事務総長が示す決議をもって任命される。

II. 県諸庁の指導部長は特定の法規的体制によってその指命が他の形式に委託されている場合を除き、事前の事務総長との諮問に基づき県諸庁の長官による決議をもって任命される。

第69項 (一般指導部長) 法的事項、内政監査、社会的コミュニケーションの一般指導部長は県知事により行政決議をもって任命される。

第70項 (副知事と地方長官) 副知事と地方長官は県知事により行政決議をもって任命される。

第II章

従属関係と調整

第71項 (従属関係) I. 県知事は共和国大統領に従属する。

II. 内的体制に関連しては、共和国大統領は政府の省の仲介によって法的行為を行ない、法令第1654号によって県知事に対して移譲され委任された事項に関連しては、その方面の省を通じて調整する。

第72項 (間機関的調整) I. 異なる省内の国家諸庁は統轄組織によって発される政策、規範、手続きの遂行を援助するとともに、これの追跡と査定を行なうために県諸庁と技術-操業上の問題についての関係をもつ。

II. その任務が県知事の権能下でない執行権の中央レベルの分散された団体、地方分権化された団体及び組織は共和国経済社会開発総合計画と県開発計画の枠内で、相応する事務総長を通じて県自治体とともに計画、プログラム、プロジェクト及び方策を調整する義務を有する。

第73項 (公共事業を提供する企業) I. 県において公共事業を提供する企業は共和国経済社会開発総合計画と県開発計画の枠内でのその統合のために各県に対してその計画、プログラム、プロジェクトについて報告する。

II. 県知事はその権能事項を規制する法的規範の遂行を監督する。

第III章

法人と登録

第74項 (業務処理の唯一の窓口) I. 利用者に対する、県自治体の機能的従属者における業務処理の応対を円滑化するために、法令第1654号第5項条項r), s), およびt)で指示されている任務を完遂する目的で、また、本章において示される手続きにしたがって事務総長に従属する業務処理の唯一の窓口(Ventanilla Unica de Tramites)が設立される。

II. 業務処理の唯一の窓口は各県において、事務総長により県の法務総指導部と県公庫の参加をともなって組織される。

第75項 (協会) 協会または同様の効力をもつ委員会の組織者は、県の業務処理の唯一の窓口に対して、設立者の名称、職業、住所、法規及び規則を付した決議書、およびこれら(法規及び規則²⁸)の承認の決議書を提出する。県知事は財政上の言明に基づき、また、行政決議をもって、申請している協会の法人性を認定し、その文書を政府の公証人登録に議定化する。

第76項 (財団) 財団は、公文書によってか、これを設立しその証言が県の業務処理の唯一の窓口に対して提出される者の世襲財産を示す遺言によって設立される。県知事は財政上の言明に基づき、行政決議をもって申請中の財団を法人性を認定し、その文書または遺言を政府の公証人登録に議定化する。財団が遺言によって設立される場合には、その相続人に対する管理は遺言中に指定された遺言執行者または公的な省に帰される。

第77項 (その他の法的配備)

この手続きに関するその他の点に関しては、民法の第59項及びそれに続く項により明らかにされる。

第78項 (国家登録) いずれの場合にも国家登録のために謄本が大統領府の省に提出される。

第79項 (公表) 大統領府の省は官報において認定された法人の関係を公表する。

第80項 (登録の対象となる行為と契約) 登録および記録の対象となる行為及び契約は商法第29項において特定されたものである。また、特許、商標、産業デザイン、使用モデル、とこれに反するもの(oposiciones?)も、それぞれ、1916年の産業特権法、1918年の商標規制法、最高法令第24038号によって承認された決定第344号、法令第01482号によって承認されたパリ協定、法令第1637号によって承認された商業に関連する知的財産権の諸局面に関する合意、およびメキシコとの自由貿易条約に従い、資格を認められて、登録される。また、著作権は現行の著作権法及びアンデスグループの決定第351号

とにしたがって登録され、林産業は森林一般法を規制する最高法令第14459号によって確立されているところと、その他法及びその規則が定めるところにしたがって登録される。

第81項 (対象と主体) 商業登録に登録する対象と主体者に関しては、ポリヴィア商法の第27及び28項と更にそれ以外の適用可能な項目にある法的規範が遵守される。産業資産に関しては1916年の産業特権法と1918年の商標規制法の緊急規範が遵守され、著作権法の対象と主体は法令第1322号の第3及び4項に示されるところによって決められる。林産業の認可と登録は最高法令第14459号の第54項以下において確立されている手続きによる。

第82項 (調整) 県の登録所は、商業行為、産業資産、著作権それぞれの国家登録に責任を有する国家産業・商業庁および国家文化庁との調整において、業務処理の唯一の窓口の従属下で機能する。林産業の登録については、登録所は国家農牧庁と調整する。

第83項 (手続き) I. 県の登録所は業務処理の唯一の窓口にて提出される申請を相応する期日と時刻を付して番号化した様式で登録する。

II. 商業行為、産業資産、著作権の登録のためには、受領された書類の形式的要件の審査の後、陳情のための期間が48時間以内与えられ、労働日二十日以内に実施されねばならない分析のためにラバスの中央事務所に対して書類原本の申請謄本が提出されねばならない。承認決議と、国家産業・商業庁、あるいは国家文化庁、によって発行された相応する国家登録番号とにより、県知事は登録、特別許可、その他の書類の登録を10日以内に認定し許可する手続きを進める。産業資産の資格、認可、行政決議及び著作権に関する各資格も同様に、国土内の全てにおいて有効であり、相応に確定的性格のものである。

III. 県の文書局に保管される全ての書類の謄本一部はその恒久性のために国家文書局に提出されねばならない。

第84項 (法定訴追) 前項において示された32日以内に陳情者が県自治体から応答を得ない場合には、県知事に反対する相応の法的訴追を提出する選択肢は残されたまま、その申請は拒否されたものとみなされる。

第85項 (効力) 陳情が認められるとその効力と期間はその受領の日のその時間以降有効性をもつ。

第86項 (データベース) 国家産業・商業庁と国家文化庁とは、地方データを永続的な様式で申請の日毎の登録のために全国的ネットワークに統合し連携させるべく、それぞれの県自治体が現在所持しているデータベースを、書き替える。

第87項 (遂行税) 県の登録事業の利用者が支払うべき税及び料金は最高決議によって確立される。

第88項 (外国企業の登録) 県内に法的住所を有さない外国企業はその手続きを直接国家産業登録において実施する。

第VI題目

最終的および臨時体制

唯一章

第89項 (地方開発公団) I. 法令第1654号第24及び26項が言及する移譲は以下を包含する: 資産、債務、法的技術証拠書類、書類に記録された契約上の義務、物理的及び業務上のインフラストラクチュア、協定、契約、内的・外的財源、司法過程、執行中のプログラム、工事及びプロジェクト

II. 地方開発公団の設備内の人員は労働一般法において確立されているところに従い、1995年12月31日付で社会保障を受ける。この過程は1996年1月1日に開始する。

III. 特定プロジェクト及びプログラムの人員はその契約終了まで、あるいは、それぞれのプロジェクト及びプログラムの終結まで機能を継続する。

第90項 (他の団体) I. 法令第1654号第25項の影響下にある団体は:

a) 地方分権化される団体

- ポリヴィア農漁業技術インスティテュート
- 森林開発センター
- 漁業開発センター
- 全国道路事業 (特別制令によって運営される)
- 全国未成年・婦人・家族組織

b) 以下の組織の地方分権化される従属機関

- 国家農牧庁
- 国家産業・商業庁
- 国家観光産業庁
- 国家スポーツ庁
- 国家大衆参加庁
- 国家民族・性別・世代関係問題庁

II. 法令第1654号第25項が言及している移譲は以下のものを包含する: 資産、債務、法的技術証拠書類、文書化された契約上の義務、物理的及び業務上のインフラストラクチュア、協定、契約、内的および外的財源、司法過程、人的資源、本大統領令第99項において示されるものを除く執行中のプログラム、工事及びプロジェクト。

III. 執行中の工事及びプロジェクトに関しては、法令第1654号第24項第II段落において示されているところに従い、執行者の工事あるいはプロジェクトの側からの国際的財政援助及び債務が存在すればそれは移譲される。

第91項 (委任される団体) 法令第1654号第5項条令) g) の適用において、県の教育指導部、地方保健庁、社会的援助の従属機関派遣の人的開発庁の一部をそれぞれ構成する。

第92項 (手続) I. 本大統領令第89及び90項において言及されている項目のそれぞれの移譲は以下の手続きに従い各県において実施される。

a) 財政的資源: 財政的資産をもつ諸団体派遣自治体の名においてこれらを認定記入し、かつまた移譲する。同様に、年度末の財政状況に従い、1995年12月31日付の資産残高は1996年1月31日までに相応する県自治体の公金口座に移譲される。

大蔵省はこれらの団体の銀行口座残高の移譲を各県自治体に任ずる。

提供のためのインフラストラクチュアは、その時点で（? *in situ*）審査される物理的目録に従い、引き渡しと受領の署名をして県自治体に移譲される。県自治体による簿記登録は簿記上の価値（? *valor en libro*）に基づいて実施される。

c) 執行中のプログラム、プロジェクト及び工事の移譲は、移譲免許状によって有効なものとなされ、この免許状は国家公共投資制度への相応する登録のために大蔵省に送付される。

II. 本項条項 a), b), および c) に含まれない項目については、それぞれの事例に応じてページの付された付点文書とともに移譲される。

III. 法令第 1654 号第 25 及び 26 項の言及する解散は各県の県知事の責任において精算過程を要件とする。その有効性のためには、影響下にある団体の世襲利益に注意を払いながら、必要な行政的警戒をしなければならない。

第 93 項（カトリック協会との協定）県自治体に移譲されかつまた委任される任務と関係するカトリック協会と国家政府との間で署名されている協定は調停されている条件、期間、様式において維持される。

第 94 項（外的財政援助をもつプロジェクト）県自治体は、地方開発公団によって調印された財政援助契約において規定されている責任及び義務を引き受ける。

第 95 項（経済開発の大臣職のない省）I. 本大統領令において示される手続きの枠内で、*経済開発に従事する大臣職のない省*（*Ministry sin Cartera de Desarrollo Ecomico*）の諸機関は以下の詳細に示されるように県自治体に有利に移譲される。

a) 法令第 1654 号第 25 項の遂行におけるボリヴィア農漁業技術インスティテュート（IBTA）の、人的資源、物理的資源及び財政的資源を伴う地域的従属機関。1996 年 12 月 31 日に終結されるべき変容過程において、後の解散まで中央統一体を維持する。

b) 灌漑及び参加のインフラストラクチュアに関する所有権は法令第 1654 号の発効の期日から 180 日を超えない期間の間灌漑制度において操業を続ける。

c) その指導部が解散過程にある森林開発センターの技術部門。その有効性のために、県知事は、森林法及びその他の現行の法的体制の枠内において、森林利用と野性生態を管理し、権利を許可し、認許し、財政援助する目的で、本大統領令で示されるところに従い、一つの指導部を創設する提案をすることができる。

II. 以下の詳細に示されている機関は移譲されない。

- a) 在ラバスの昆虫学・害虫駆除実験室
- b) 在ラバスの *Bromatology*（臭化学?）・土壌実験室
- c) コチャバンバ動物学研究・診断実験室（LIDIVECO）
- d) 在サンタクルスの動物学研究・診断実験室（LIDIVET）
- e) 在ラパス、コチャバンバ、サンタクルス、チュキサカ、ポトシ、タリハ、の種子品質管理施設
- f) 在ラバスの全国動物生態学インスティテュート INBA

III. 在チャバレの IBTA の地方従属機関の移譲は特別規制対象となる。

第 96 項（法律上の正当性の認定）県自治体は、通常はその事業に責任を有する諸機関にお

第96項 (法律上の正当性の認定) 県自治体は、通常はその事業に責任を有する諸機関において支払われる料金及び税の支払いを免除したまま、受領された資産の所有権の登録の手続きを行なう。

第97項 (職員の外的財政援助) 指導部の責任下にある、または、執行部の責任下にある外的財政援助が存在する場合には、その職員の指命は財政協定において確立されている手続きを尊重して有効とされる。

第98項 (その他の地方分権化されるインスティテュート) 相応する県自治体により、以下のインスティテュートの指導部構成を再構成しつつ、現行の地方分権化された行政構造と法的制度とは維持される。

- タリハ・土壌復旧執行プログラム
- ウユニ塩湖の蒸発資源産業複合体
- タリハ・サンハシント協会
- ラバス・ポリヴィア核技術インスティテュート
- コチャバンバ・ミシクニ企業体
- サンタクルス・熱帯農業研究センター (C I A T)
- ビライ川水路事業 (S E A R P I)

第99項 (外的契約財政援助をもつプロジェクト) I. 外的契約財政援助を有し、契約上の理由により執行主体を変更することが不可能な、地方分権化された団体と分散化された機関とをもつ中央機関によって執行されている投資プロジェクトはそのプロジェクトの終結まで、相応する財政出資組織との合意にある条件にしたがって上記団体の責任下において維持される。

II. そのようなプロジェクトに対する地方の支持機関の財政は相応する県自治体によってまかなわねばならない。

III. 県自治体はそのプロジェクトの執行活動の遂行に関して執行団体を監督し相応する情報を提出しなければならない。

IV. 大蔵省はこれらのプロジェクトの計画作成及び予算作成の課題を調整し、地方の支持機関と執行団体による執行との遂行を監督する。支持機関の不遂行の場合には、ポリヴィア中央銀行に対し相応する県自治体の口座の現金化の停止を命じる。

第100項 (追跡と統制) 大統領の省は法令第1654号によって確立されている行政の地方分権化の過程の追跡と統制の体系を考案し実施することに継続して責任を有する。

第101項 (再整備ユニット) 相応する県において地方開発公団に従属する企業及び協会の私有化過程が継続する間、一人の代表者の責任下におかれる再整備ユニットが創設される。その任務はそれらの機能を維持し、私有化法の定めるところを遵守してその終結までの過程の継続性を保障することである。これは資本家関係の大蔵省 (Ministerio Sin Caretera de Capitalizacion?) により任命され、従属する。

第102項 (県自治体の1996年度予算の企画策定) I. 大蔵省は県自治体のための仮の予算を作成し、それを国家総合予算プロジェクトに統合し、1996年度の予算として国会に提出する。

II. 1996年度の国家総合予算が承認されたならば、県自治体に対して移譲される事業及び権能が要求する経費はそれぞれの予算に帰される。

第103項（短期及び長期の社会保障）国家年金庁と国家保健庁とが労働者の代表組織とともに定めるもの、および保健基金、地方開発公団の社会保障遂行基金の積み立て及びその付随金は関係者に対して移譲される。その過程は1996年1月1日より90日以内に終了されねばならない。

第104項（炭化水素とその副産物に対する特別税）ボリヴィア国営含油埋蔵（Yacimientos Petroliferos Fiscales Bolivianos, YPF B）の資本家過程が終了するまで、大統領令第24055号第4項において示されているYPFBによって生産される生産物の国内市場における商業化に対して課される炭化水素とその副産物に対する特別税（IEHD）はこの国営企業がTGNに有利に行なう移譲に含まれるものとみなされる。大蔵省は、前者の移譲を県自治体に有利にこの課税徴収の責任とともに規制する。その結果は、その統合を目的として、YPFBが国庫精算期限に続く各月10日までに毎月実施する精算と調整的になされる。この移譲は現行の予算執行手続きにしたがって返還される。

第105項（県会議員数）法令第1654号第11項が言及する県会議員数は本大統領令の付録Iに添付されている。

国家の各大臣は各自の官職において本大統領令の執行及び遂行に継続して責任を有する。

1995年12月29日、コチャバンバ市において布告される。

FDO・ゴンザロ・サンチェスデ・ロザダ、アントニオ・アラニバル・キロガ、カルロス・サンチェス・ベルザイン、ホルヘ・オタセヴィチ・トレド、ホセ・G・フステイニアーノ・サンドヴァル、大統領府大臣及び司法代行、ゴンザロ・アフチャ・デ・ラ・バラ、大蔵大臣代行、フレディ・テオドヴィッチ・オルティス、モイセス・ハルムス・レヴィ、ホルヘ・エスパニャ・ミス、労働大臣代行、イルヴィング・アルカラス・デル・カステイジョ、ハイメ・ヴィヤロボス・サンヒネス、経済開発に責任ある大臣職のない省大臣（Ministro sin Cartera Responsable de Des. Economico ?）及び資本化代行

第36年度 第1944号 ラパス - ボリヴィア

ボ リ ヴ ィ ア 国 官 報

1996年7月12日
法令第1700号

森 林 法

1996年7月12日発行

ボリヴィア国官報

12
1996年 7月16日 公布法令第1700号

GONZALO SANCHEZ DE LOZADA (ゴンサロ・サンチェス・デ・ロサダ)

共和国立憲大統領

名誉なる国会は以下の法令を承認した、

名誉なる国会は以下を発令する：

森林法

第I編：目的と定義

第1条：(本法の目的)

本法は、当国の社会・経済・生態的な利害を調和させ、森林や森林地を現在及び将来の世代の利益に処すべく、その保護と持続利用を規範化する目的を有する。

第2条：(持続的林業開発の目的)

持続森林開発の目的は以下である。

- a) 国の社会経済開発の目標達成に寄与する効果的で持続的な森林業活動の設定を促す。
- b) 森林資源の改善され持続的な生産効率を達成すると共に、生態系、生物多様性及び環境の保全を保証する。
- c) 河川^{流域}流域の保護と復旧を行い、土地の^{侵食}侵食風化と森林、牧地、土壌、水体の^{廃棄}廃棄を抑制すると共に、植林と再植林を促す。
- d) 保護と持続性の規範を厳格に守りつつ、全国民が森林資源とその恩恵に到達するよう便宜を施す。
- e) 森林業と農林業^{の研究}の研究を促すと共に、森林資源の生産プロセスや保全と保護に役立つように、その普及を促す。
- f) 河川^{流域}流域とその森林資源の責任ある運用に関する知識の習得と自覚の育成を国民に促す。

第 3 条：（定義）

本法とその細則に於いては以下の如く理解せよ。

a) 忠告意見：

技術的及び司法技術的な性格を持つ専門的な意見であり、その内容は補佐を受ける行政機関を命令的に束縛する又は行政機関に命令的に関係する訳ではないが、その助言を取り入れない決断を行う場合は、その決断を注意深く根拠付け、且つ結果に付いて全面責任を負わねばならない。

b) 森林運用プラン：

森林の保護や持続性の基準や規定に準じて作成され、責任ある森林利用、持続的な生産性を目指して適用すべき活動や実践、資源の質量的な改善や復元、並びに生態系の均衡維持に付いて決定を下す所轄当局が適格に承認した利用区域の特性と森林資源の評価を基にした合理的な計画プロセスの結果としての森林運用手段である。

c) 保護：

保護を目的とした土地や空間の植生樹木と土壌の使用不可、及び場合によっては、自然樹木の再生促進又は植樹義務をも含めて履行しなければならない一連の対策。

d) 森林資源：

慣習的に木材用森林産物及び非木材用森林産物と称している現在有用な、又は、潜在的に有用な一連の森林構成要素。

e) 国家森林制度：

森林と森林地の持続的な使用と保護、及び権利と義務を明確に定めて森林と森林地を個人に移譲する際の法制を規則する一連の公共支配基準。

f) 森林の総合的で効果的な利用：

利用資源の無駄や廃物を抑えると共に残存森林の不必要な損傷を避け、生態的に推薦できて商業的に実現性のある可能な限りの品種の持続利用。

g) 森林と森林地の持続利用：

生産^力・構造・機能、生物多様性と生態プロセスの保存を保証する方法による森林と森林地の何らかの構成要素の利用と活用。

第II編：国家森林制度について

第I章：基本原則

第4条：（支配原権、全国性及び公共利益）

森林と森林地は国家が支配原権を持ち、国の政府の権限に服した資産である。
森林と森林地の保護と持続運用は、国全体の利害問題であると共に公共利益であり、その基準は公的、万民履行、命令的及び回避・弁解不能の性格を持つ。

第5条：（法的制限）

- I. REGIMEN FORESTAL DE LA NACION(国家森林制度)の履行に際し、行政権は行政的な制限、行政用益権、禁止、課税・課金及び国土整理に関するその他の法的制限や森林保護と森林の持続運用を規定することができる。
- II. 保護や持続性に関する公共基準や規定、及び森林権を与える際のその他の基本条件が実際に履行されない場合は、個人に与えた全ての森林権は撤回の対象となる。

第6条：（権利の撤回）

公共利益の事由が発生した場合、行政権は個人に与えた森林利用権の全面的又は部分的な撤回措置を取ることができる。この行政行為は、撤回の動機となる公共利益の事由、撤回宣言の範囲、並びに撤回により派生する損害のみを対象にした賠償義務などの関係を正当化する適格な行政プロセスを事前に行い、このプロセスに基づいた政令をもってのみ行うことができる。

第7条：（国家森林制度の実際の擁護）

法に準じて有資格当局者が必要とする場合、政治・行政当局者、共和国の領土管轄機関、国家警察、及び場合によっては軍隊は、適時で合法的且つ有効的に介入して国家森林制度の効果的な履行に協力する義務を有する。

第8条：（市民参加及び透明性の保証）

- I. 全ての個人又は団体は、国家森林制度に関係する事項に付いての真実を適時に且つ十分に知る権利を有すると共に、有資格当局者に要請や告発を行う、又は有資格当局者の自発的な率先を促す権利を有する。
- II. 本法の目的に処する森林の租借権、認可と許可、運用プランとその他の森林運営手段、並びに 履行裏付け報告書、宣誓供述書、業務責任指定書と勧告書、

森林監査報告書と鑑定書、及びその他の関連書類は公衆に公開される法的文書である。有資格当局者は、これらの法的文書の内容を充分に表示した概要と、それを備えている公共機関を定期的に公表する。

- III. 本法の細則は、公開聴聞会を開会するに値する行為、書類の安全性を保証する基準、及び法による権利保留などをも含め、上述した国民の権利の効果的で迅速な実践を保証する機構と方法を定める。

第9条：（予防の原則）

森林運用の実践又は怠慢が生態系とその全ての要素に回復不能で重大な損傷を及ぼし得るとの確固たる兆しがある場合、森林運用を行う責任者は、その回避又は軽減を目指した予防対策の導入を放棄することはできないと共に、それに関する十分な科学的確実性や基準の欠如、又は有資格当局者より認可されているなどを理由に、責任を逃れることはできない。

第10条：（森林の総合利用と産物の付加価値の漸進性）

- I. 国家が授与した森林権の所有者は、森林の総合利用を目指す確固たる継続的な努力を確実にを行い、且つその努力を可能な限り森林運用プランとその現行化プランに反映させ、森林の総合利用を目指して漸進するよう心掛けねばならない。同じく、森林産物の加工センターは多角工業化と製品付加価値の増加に努めるものとする。丸太での輸出は、輸出する木材用資源を特定する細則基準に厳密に従い、且つ森林運用プランの全面履行に於いてのみ許可される。
- II. 森林の運用責任者は、市場に用意され、経済的に導入可能で且つ社会的に有益であり、環境的にも最も推薦される科学技術（工芸技術）を漸進的に導入しなければならない。国家は、それら技術へのアクセスの為に譲歩的な条件を授与して、それを促す。

第11条：（国際機構との関係）

国家森林制度は、ポリヴィア国家も署名国である特に1986年5月27日発布の法令第867号で批准された CONVENIO DE LA ORGANIZACION INTERNACIONAL DE MADERAS TROPICALES (CIMIT: 熱帯木材国際機構協定)、1991年6月11日発布の法令第1257号で批准された CONVENIO 169 DE LA ORGANIZACION INTERNACIONAL DEL TRABAJO (国際労働協定第169号)、1994年6月15日発布の法令第1580号で批准された CONVENIO SOBRE DIVERSIDAD BIOLOGIA (生物多様性協定)、1991年6月5日発布の法令第1255号で批准された CONVENCION SOBRE EL COMERCIO INTERNACIONAL DE ESPECIES AMENAZADAS DE FAUNA Y FLORA SILBESTRE (CITES: 絶滅危機野生動植物品種の国際

貿易に関する条約)、1994年 7月25日発布の法令第1576号で批准されたCONVENCION MARCO SOBRE EL CAMBIO CLIMATICO(天候変異に関する規範条約)、及び1996年 3月27日発布の法令第1688号で批准された CONVENCION DE LAS NACIONES UNIDAS DE LUCHA CONTRA LA DESERTIFICACION Y SEQUIA (旱魃砂漠化対策闘争国連条約)に調和して施行される。

第II章：土地の種類とその法的保護について

第12条：(土地の種類)

土地の特性と一致した適性利用に準じて、土地の種類を以下の如く認める。

- a) 保護地； ~~永久林産物生産地~~
- b) 森林非常設生産地；
- c) 多目利用に適した森林植生地；
- d) 復旧用地；
- e) 不動保留地。

農業利用地又は牧畜利用地から森林利用地又は保護地に転換する場合を除き、土地は、所有制又は保持制の如何に関わらず、その土地の最大利用収容力に必然的に従って利用されねばならない。

第13条：(保護地)

- I. 特定目的又は水路流域に生態的に寄与している、及び/又は荒廃に対して脆弱である、又は、社会利益又は民間の創意により農牧業や林業には利用されず、水力発電、行楽・研究・教育目的及びその他全ての非消耗的な間接利用に限定された樹木植生に覆われている、又は覆われていない土地が保護地である。
国家の支配下にある土地保護用の森林群は、保護森林に指定され区画化される。
民間の創意により、民間天然資産保留区を設定することができるが、この保留区は、保護区としての全ての法的な庇護を受ける。
- II. 本法発布期日に有効な規定や、本法の細則に定める規定によって保護区に指定された、又は、或る場合は、強制保護再植林区の条件を付帯された民間所有地内の土地、带状地や空間は生態永久管理用地を成し、有資格当局者が発する境界設定図や行政令の効力に従い、又は所有者の自発に従い、物権登録所に生態永久管理用地の項目で登録される。
森林租借地内の保護区は、上述した行政用地と同じ制限を受ける生態保留区を成す。

- III. 保護地の非使用制や義務的な保護用再植林の履行を保証すべく、細則は累進・累積的な罰金システムを設定する。この義務は、それらの土地に（樹木の）自然再生を促す為の明らかな行為を行うことで充分であると見なされる。
- IV. 有資格当局者からの指示通達書に重大に又は再三に渡り背反する、又は明確な警告や指令が介在したにも拘らず罰金を払わない場合、これは土地の国家への復帰、又は租借権の撤回を発生させる原因となる。関係法律に従って没収を実行する場合、罰金の累積額は見積られた該当賠償金の一部として相殺される。
- V. 生態管理用地及び民間天然資産保留区の設定効力のみで、その用地や保留区は正式に所有者の支配と所有の下にあるものと見なされ、第三者には不可侵であり、放棄を理由にした撤回も不可能である。

第14条：（既成占有の法的処置）

- I. 本条の規定が適用可能となり次第、本条は所有者又は非所有者の如何に拘らず、土地資源利用者の全てを統治する。
- II. 国家保護地又は民間保護地の既成的な占有は、時効による所有権の取得を容認することはない。それらの土地を回収する為の法的処置（占有停止）行為は、時効の制約を受けることはない。
- III. 本法が効力を発する期日以降に保護地、保護区又は森林保留区を既成占有する、又はその資源を利用するなどの資格免状も無くして資源を利用する者は、それらの地区から退去するよう、有資格行政当局者から通告を受ける。この行政決裁書には、必然的に第46条に述べる予防対策を含むものとする。行政手段を用いて決裁に反論することはできる。
- IV. 本法が効力を発する期日以前に既成占有が行われた保護地は、場合によっては法的処置を妨げることなく、如何なる場合も既成占有面積を広げることは出来ず、全ての面積拡大は本条第 III 節の規定に服従するものとする。再度の過失に陥った場合の強制立ち退きは、占有地全体に対して行われる。
- V. 合法的な土地譲渡の効力に基づき、本法が効力を発する期日以前に保護区内で実際に運用された区画は、細則に定める特別な運用実践方法や運用制限方法に服従するものとし、未開発区画の樹木植生はそのまま手を着けずに維持されねばならない。これに背反した場合は、本法第46条に定める予防処置を妨げることなく、譲渡地全域を国家へ復帰させる事由を成す。
- VI. 先住民族が伝統的に占有し定着している地域、及び先住民族がその生存や文化活動を展開する為に古来から立ち入っている土地は、既成占有地とは見なされない。
- VII. 本条の諸規定は第15条、第16条、第17条及び第18条にも適用される。

第15条：^{物の}（~~永久林~~森林業常設生産地）

森林の特徴より常時に森林業生産の収容力を有する、又は大々的な利用潜勢力を有する土地が森林業常設生産地である。

第16条：^の（^{適に}多目利用に適した森林植生地）

- I. 大きな利用潜勢力を有することより、~~農業牧畜~~^業又はその他の利用に転換できる適格に分類された土地がその他の利用に適した森林植生地である。本分類地では、法的な制限事項を履行し、且つ、指定された大々的な利用潜勢力の長期的な保持を保証する運用規定や運用実践を適用する義務を伴っている。
- II. 農業への転換及び／又は牧畜業への転換を目指して譲渡された土地が森林のま^まま保たれており、その所有者が森林業の持続生産を行うべく承認を得た^{運用}運用^{条件}条件やその他の既定条件を満たしつつ、森林業生産に仕向けた場合、その土地は放棄を理由にして国家に復帰されることはない。
- III. 転換プロセスは、取除いた森林植生物の活用、防風林や河岸林帯としての立ち木の保持に関する規制、更には、風化作用による乾燥盆地、岩石が極めて多い土地又は表土が極めて薄い土地、又は、急勾配地、保護用傾斜地や生態保護用地の如く、その他全ての脆弱要因に侵されている土地を保護する為の立ち木の保持に関する規制に厳密に従うものとする。
- IV. 森林の性質又は規制に従って保護の目的を持つ森林帯、森林地区又は森林地域、並びに、森林業生産地に指定されて本法発布以降に破壊された森林地域は、法による懲罰を妨げることなく、強制的な再植林に服従するものとする。

第17条：（復旧用地）

- I. 森林破壊、浸食^{VE}或はその他の荒廃要因に災いされて元来の潜勢力を失ったが、適切な実践方法で回復が可能であると分類された土地が復旧用地である。荒廃地の復旧は公共利益であると共に、国の優先であることを布告する。放棄状態にある荒廃地は、現行の法規類に従って国家の支配下に復帰される。
- II. 荒廃地の復旧植林に従事する全ての個人又は団体が、認可された^{プラン}プランを履行するならば、以下に述べる一つ以上の奨励策の恩恵を被ることができる。この奨励策の適用は細則で定められる。
 - a) 森林業許可料の100パーセントまでの割引。
 - b) 復旧地が国有である場合は、その土地の所有権の取得。
 - c) 復旧の為に実際に使った年間支出額の10パーセントまでを割引し、これにて企業利益税の算定を修正する。
 - d) 復旧の為に専門的な技術指導や消費材の提供。

第18条：（不動保留地）

- I. 国益の理由により、又は、現在備えている評価レベルでは最終的な分類はできないが、^レ潜勢可能性が^高いことより、詳しい調査が行われるまで不動で保留するに値する旨を布告した土地が不動保留地である。
- II. 不動保留の状態の下で許されている唯一の活動は、保護活動であると共に、不動保留地の布告が行われる前に認可された^{保護計画}該当運用^{（保護計画）}プランを整えて開始し、且つ本法の暫定措置規定を遵守している森林生産活動のみである。それらの活動は、如何る場合も（土地）分類調査に干渉してはならない。

第 III章：制度機構の枠組みについて

第19条：（制度機構の枠組み）

国家森林制度は、国の最高統轄機関としての MINISTERIO DE DESARROLLO SOSTENIBLE Y MEDIO AMBIENTE（持続開発環境省）、規制・調整機関としての SUPERINTENDENCIA FORESTAL（森林監督局）、及び財政機関としての FONDO NACIONAL DE DESARROLLO FORESTAL（森林開発国家基金）の管下に夫々ある。県庁と地方自治体（市役所など）は、本法に従って国家森林制度の援護に参加する。

第20条：（持続開発環境省の権限）

- I. 持続開発環境省は、国家森林制度の厳密な履行を目指す為の全国規模の戦略・政策・プラン・基準の策定を担当する機関である。以下の提示に該当するが、これに限定されることはない。
- a) 土地の大々的利用収容力に準じてそれを分類し、その森林資源の潜勢力を評価した上で、職権を用いて入札に処する地域と現地の社会的集団の為に保留する地域のプログラムを森林監督局に提出する。このプログラムは、譲与した土地と適格に認められている先住民共有地の重複を避けるであろう。
- b) 最も代表的な森林産物の一次状態（単に製材されただけの材木）の参考価格リストを設定し、森林^{ok}許可料の最低金額を改訂するが、この森林^{ok}許可料は、本法で定める料金よりも低くてはならない。
- c) ^{河川}水路流域の運用と復旧を企画し且つ監督する。
- d) 森林に関する研究・確認・普及・教育を奨励し、これを援護する。
- e) 技術指導を得る為に必要な処置を講じると共に、森林^{ok}許可^{ok}プラン、プログラム、プロジェクトの為に外国資金を誘導する。

- II. 経済開発省は、本法に従う最高統轄機関である持続開発環境省が定める戦略、政策及び基準の範囲で、森林工業への投資、生産と生産性、更には、森林産物の国内外商業化を奨励する権限を履行する。

第21条：（更新可能天然資源規制システムと森林監督局の創設）

- I. 更新可能天然資源の持続利用を規制、管理、監督する目的を持つ SISTEMA DE REGULACION DE RECURSOS NATURALES RENOVABLES (SIRENARE:更新可能天然資源規制システム) を創設せよ。
- II. 更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) は、持続開発環境省の監督下で SUPERINTENDENCIA GENERAL (総監督局) が本法及びその他の部門の法規類に従って統治し、SUPERINTENDENCIAS SECTORIALES (各部門監督局) で構成されている。
 自立組織である総監督局と各部門監督局は、技術、経営、経済の自主運営を伴った全国規模の権限範囲を持つ公法人である。
- III. 総監督官と各部門監督官には、1994年10月28日発布の法令第1600号に定める任命、安定、必要条件、禁止事項やその他の主な規定が適用される。 総監督官と各部門監督官は、6年の任期で任命される。
 同じく、更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) には、経済資金、役割と機能、内部監査、外部監査に関する規定と上述した法令に定める主要規定が適用される。
- IV. 更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) の一部として森林監督局を創設せよ。
 政令で承認される定款を以て森林監督局の国内分権化を考慮すると共に、県庁及び地方自治体政府 (市役所) と調整した上で、森林利用が起きている地方自治体又は地方自治共同体の領域内に UNIDADES TECNICAS (技術班) を設定する。

第22条：（森林監督局の権限）

- I. 森林監督局は以下の権限を有する。
- a) 本法とその細則に従った適切な対策、修正策、懲罰制を手配し、国家森林制度の厳密な履行を監視監督する。
- b) 森林租借、森林業認可、森林業許可を各事例に応じ入札制を介して又は直接に与え、それらを延長及び更新する、又は、期限切れ、失効や解消を宣言する。
 運用プラン、原料の補給及び加工プログラムを承認し、法律、細則、契約などの条件の厳密な履行を監視監督すると共に、本法とその細則に準じて相応の懲罰を適用し、これを実行する。

- c) 本法第 5 条に述べる法的制約の履行を強く要求すると共に、本法第 6 条に従う権利の解消及び第 13 条と第 14 条に述べる行為を容易成らしめる。
 - d) 生態保留区の登記も含め、森林租借地、認可地、許可地の公証登記簿を備える。
 - e) 不法産物と不法を侵した手段の押収、倉庫（保存場所）の差押え、有資格の判事による不法産物の競売を該当規定に従って手配しその純残高の用途を決めるなどを実施する。
 - f) 監督権を行使し、直ちに履行する予防対策を手配し、本法に従って罰金を適用してこれを実効化し、その純額の用途を定める。 定める罰金及びその他全ての金額や直ちに履行する予防対策は、有資格の判事を通じて実施すべき項目である。
 - g) 外部森林監査の実施を手配し、その結果を知ると共に相応に解決する。
 - h) 法に従って森林業許可料金を徴収し、金融システムを通じてそれを配分すると共に、この料金の適時の支払いと配分を確認する。
 - i) 適切であると考えられる場合は、県庁にも通知した後、森林監督局の責任の下にその権限を地方自治体政府（市役所など）に委譲する。
 - j) 行政レベルでの処理に於いて、夫々に該当する資金を知る。
 - k) その他、法に定める事項。
- II. 森林監督局は、譲渡した森林権、森林業許可料とその支払い状態、承認された運用プランと原料補給プラン及びその実施状態、実施された森林監督の~~森林業~~監査及びその結果、及びその他国家森林制度の実際の履行状態に関する主な情報に付いての詳細な半期報告書を共和国会計検査院に必ず提出しなければならない。 これは国会の役割である監督行為を妨げるものではない。 上記と同じ内容の前年度の年間業務報告書を毎年 7 月 31 日までに共和国大統領に提出すると共にコピーを国会に提出し、これに共和国会計検査院が求め、無所属で有資格な会計検査業者が行った森林監督局年度会計監査報告書を添付する。

第 23 条：（森林開発国家基金）

- I. 森林と森林地の保護と持続利用の為の資金調達を促す目的で、技術・経営・経済・財政的に独立した公法人である FONDO NACIONAL DE DESARROLLO FORESTAL (FONABOSQUE: 森林開発国家基金) を持続開発環境省の管下の公共機関として創設せよ。 森林開発国家基金の組織は政令で承認される本基金の定款に

定められる。本基金の資金は、森林監督局が有資格と認める機関が運営するプロジェクトのみに仕向けられる。

II. 森林開発国家基金の資金は以下である。

- a) 本法で割当てする森林業許可料の比例金、及び罰金と競売に由来する資金。
- b) 国庫からの割当金。
- c) 授与した供与金や寄付金。
- d) 多国籍銀行（多国籍国際協力機関）、外国政府の開発協力機関及び国際機関が与える譲歩的な融資ラインから導入した信託資金。
- e) 生物多様性協定や天候異変に関する規範条約の枠内で、譲歩的又は助成的な条件で割当てられる振込み資金。

第24条：（県庁の参加）

県庁は法に従って以下の権限を有する。

- a) 他県との間に水路流域プランが両立する場合は他県とも調整しつつ、全国規模の戦略、政策、基準やプランに定める県内森林開発プランを策定し、これを実施する。
- b) 森林業及び農林業部門の技術・科学的な研究や普及に関する公共投資プログラムやプロジェクトを策定し、これを実施する。
- c) 地方自治体（市役所など）の参加を得て又は地方自治体を通じて、県庁管轄領域内での国家森林制度の効果的な履行を促す為の水路流域と森林地の復旧、新規植林、再植林、自然環境の予防と保護などに関する公共投資プログラムやプロジェクトを策定し、これを実施する。
- d) 各管轄領域に於ける国家森林制度の完璧な履行に関する地方自治体と地方自治連合体の効果的な援護を容易ならしめる為に、それら自治体の制度強化プログラムを展開する。
- e) 県庁管轄領域内に於ける国家森林制度の効果や効率を改善し強化する為に、持続開発環境省、経済開発省及び森林監督局が夫々県庁に委任する技術・行政的な権限を行使する。
- f) 国家森林制度を実際に効果的に遂行する為に、森林監督局や有資格な判事が警察力を要請したならば、警察力による適時で効果的な援護を手配する。

第25条：（地方自治体の参加）

地方自治体又は地方自治連合体は、国家森林制度に於いては本法に従って以下の権限を有する。

- a) 各地方自治体の管轄領域内にある森林業常設生産用国有地の全体の 20%を現地の社会集団に仕向けた保留地として区画化すべく、持続開発環境省に提起する。持続開発環境省と地方自治体は、この保留地の面積の縮小を合意することができる。
- b) 現地の社会的集団が行う運用^{経営計画}プランの作成と実施を援護する。
- c) 森林業活動の正常な展開を妨げることなく、その活動を監督する権限を行使し、森林監督局に報告や告発を行う。
- d) 原料の補給と加工のプログラムを監督する。
- e) 全ての租借地に於いて有資格・無所属の(部外)森林監査を行うよう、特に森林監督局に提案する。この森林監査は必ず行われなければならないが、3年が経過する前に、同じ租借地に於いて新規の森林監査を要請することはできない。
- f) 利用認可証及び伐開許可証に定める内容と条件が忠実に履行されるよう現場視察を行い、適切な記録書を作成すると共に、それを森林監督局に報告する。
- g) 明らかに違法行為が進行しており、その事実の既成が重大又は回復不能な損傷を意味する場合は、直ちに履行すべき予防対策を手配すると共に、48時間以内に県庁と森林監督局に通知する。
- h) 明らかに違法行為が進行している状態にあり、違法な産物と違法を犯した手段の予防的な没収を延ばすと回復不能な損傷又は違法者の追跡が不可能になる場合は、その違法産物と手段を予防的に没収するよう有資格当局者に要請すると共に、その事実を森林監督局に知らせなければならない。
- i) 本法とその細則に従った当事者双方間の事前合意で特定委任されたその他の権限を遂行する。

第IV章：森林権の譲渡と管理について

第26条：(森林権の発生源と条件性)

森林利用権は国家からの譲与によってのみ得られ、権利の運営に於いて本件に関する基準や規定に従う森林と森林地の保護及び持続利用が伴う以上は、これを保持する。

第27条：^{経営計画}(運用^{経営計画}プランと原料補給加工プログラム)

- I. 運用^{経営計画}プランは、全ての類いの森林利用を行う際に必要な基本条件であり、森林業活動を合法的に運営する為の不可欠条件であると共に、森林租借、認可又は

伐開許可を決裁する際の構成部分を成し、その履行は義務付けられている。
運用プランでは保護区画やその他利用の区画の境界が定められる。運用プランの対象である資源しか利用できない。

- II. 運用プランは林業技師又は技士によって作成及び署名されていなければならない、彼等は記入された情報の真実性と確実性に付いて民法的且つ刑法的な責任者である。運用プランの実施は、これらの技師や技士の責任下であり、本法とその細則に述べる責任の下に有資格当局者の補佐代行人として行為すると共に、公証人が署名する書類や報告書を作成する。
- III. 森林産物の原料加工センターの操業許可書の授与とその効力を維持する為には、然るべく許可された伐開の場合を除き、運用中の森林に必然的に由来する原料源と使用量を明記した原料補給プログラムを毎年提出し、これを現行化しなければならない。この許可書は行政免状を成すが、これに違反した場合は、若し民法的又は刑法的な懲罰の対象に成る場合はこれを妨げることなく、活動の一時的な停止又は最終的な取り消しの理由となる。

第28条：（権利の種類）

以下の森林利用権を定める。

- a) 国有地に於ける森林租借。
- b) 民有地に於ける森林利用認可。
- c) 伐開許可。

第29条：（森林租借）

- I. 森林租借は、国有地内の境界が設定された特定区域の森林資源利用独占権を、森林監督局が個人又は団体に与える行政行為である。野生生物、生物多様、遺伝資源及びその他の特定の処置方法は、これに関する特定法規で定められる。第三者が租借運用プランに含まれていない或る特定の森林資源を利用するに当っては、租借権保有者は細則に従って（第三者と）補足契約と結ぶことができる、又は有資格当局者が決裁したならば補足契約を結ばねばならないが、租借権保有者は譲与区域の資源全体の責任者の資格を保持する。現地団体及び先住民族団体の場合は、任意的に締結された補足契約のみを要するが、森林監督局が調停を指令する場合は、この限りではない。
- II. 従来の又は商業的な見地からは非木材用資源が優勢な区域に付いての租借権は、その優先目的に対してのみ譲与されるが、租借権所有者は、木材用資源利用の独占権を享受する。この場合、木材用資源を利用する為には、該当運用プランの適合を必要とする。同じく、租借の優先目的が木材用資源の利用で

ある場合、租借権所有者による非木材用資源の利用は同様な適合を必要とすると共に、それら資源に付いて夫々の新しい権利を与える明確な許可を必要とする。

III. 森林租借：

- a) 与えた権利の範囲と義務を定めた行政決裁で成立する。更に、本法第 5 条、第 6 条及び第 34 条に従った租借権所有者の義務、法的制限及び租借権撤回の対象となる事由が内容として含まれる。
- b) 森林資源利用の認可では、INSTITUTO GEOGRAFICO MILITAR (陸軍地理院) が採用している世界測地システム WGS-84 に述べるユニバーサル横メルカトル図法の座標で角頂を設定して北から南に向けて測定され、各辺が 100 メータの基盤目で国の森林地籍台帳にも記録された、連続性の無い 1 基盤目区域を 1 単位として譲与する。
- c) 40 年の期間で譲与するが、森林監査で明らかな履行が保証されれば、継続的な延長が可能である。
- d) 公共登記に服従する。登記証明書は、その記述内容の情報に全面的な信用を与える。
- e) 細則で定める特別処理方に従った履行監査を予め受け、且つ森林監督局が認可するならば、第三者への移譲も可能であるが、この場合、譲受人は譲渡人の全ての義務を全面的に引き受ける。
- f) ^年 森林業許可年間料を 3 分割し、30% を 1 月最後の就業日、30% を 6 月最後の就業日及び 40% を 10 月最後の就業日に現金で支払う義務制度を定める。
運用プランで区画化され、適切に承認され且つ実際に保存されている保護区と利用不能区は、譲与全区域の最大 30% までに付いて森林業許可料の支払いを免れている。それら区画の効果的な保護の欠如、又はそれら区画内の森林資源の利用は、租借権撤回の事由を成す。
- g) 譲与した全面積と、その中の生物多様も含む天然資源を保護する義務を定める。これに背反した場合は、撤回の懲罰の事由をなす。
- h) これは公共手段であり、租借権保有者が本法とその細則に従って行政当局者、警察当局者及び領土管轄当局者に、権利の迅速な庇護と効果的な保護を要求し、且つこれを取得する為の充分なる効力を有する。
- i) ^{運用プラン} 存在、履行又は不履行を確認する為の無所属で有資格な部外森林監査を予め行った後、租借権を棄権することができる。この際、棄権者は部外森林監査の費用と、場合によっては派生する一連の費用を負担しなければならない。
- j) 本法とその細則に定めるその他。

第30条：（森林租借の為の規則）

- I. 各租借地を譲与するに当たっては、森林監督局は持続開発環境省が定めた参考価格リストと森林業許可年間料金の最低ベースに基づいて公開入札を公募し、行政行為をもって最も有利な見積りに租借権を落札する。公募期日と見積提出期日の間隔は少なくとも6ヶ月の期間でなければならない。その内の最低3ヶ月は乾季でなければならない。より多数の経済行為者が参加するよう便宜を図るものとする。
- II. 入札プロセスは、利害関係当事者からの要請又は森林監督局の発意によって開始することができる。利害関係当事者からの要請の場合は、適格に認知された既譲渡地又は先住民共有地との重複を避ける為、農地改革の全国規模責任機関からの事前承認を得て開始される。
- III. 租借権所有者は、森林業の営みを始める為の不可欠条件として、承認済みの運用プランを備えていなければならない。租借権の名義人は毎年3月までに前年度の運用プラン実施状況を報告せねばならないと共に、少なくとも5年ごとにその運用プランを現行化しなければならない。

第31条：（現地の社会集団に対する森林租借）^{採択済み}

- I. ナッツ、ゴム、椰子の芽及びその他類似の資源地は、現地の伝統的な利用者、農民共同体や社会集団に優先的に租借される。
- II. 1994年4月20日発布の法令第1551号又はその他当国法規に定める何れかの形態で組織された現地の共同体は、森林業常設生産用国有地の森林租借の譲渡を受ける優先権を有する。持続開発環境省は、それら団体に租借権を与えるに当たって、本法第25条a)節の規定に従った保留区を定める。
- III. 森林監督局は、入札プロセスを用いずに、森林業許可最低料金のみを以て、この租借権を与える。本節を適用する為のその他の条件や措置方法は、細則で定める。
- IV. 上述した各節の特典は、その他の条件や法的制限、特に利用区域の境界設定、運用プランの作成・承認・履行、及び前年度に展開した活動の報告書を各年の3月までに提出する義務を免除するものではない。

第32条：（民間所有地及び先住民伝統的共有地に於ける利用許可）^{採択済み}

- I. 民間所有地に於ける森林利用許可は、所有者の要請又は所有者の明白な承諾をもってのみ譲与されるが、適用不能な規定を除き、租借と同じ性格に拘束される。許可権の名義人は、承認された運用プランに従って年間に介入した区域

に付いて最低料金を支払う。 森林業生産区や保護区の土地税の対象にはならない。 本法に従った撤回は可能である。

- II. 共和国憲法第 171条、及び国際労働協定第 169号を批准する法令第1257号に従って適格に認められている先住民伝統共有地の独占的な森林利用を、先住民部族に保証する。 年間に介入した区域は、森林利用許可最低料金の支払い対象となる。 これらの許可には、前条第IV節に定めた基準が適用される。
- III. 農村住民が占有する区域に於ける農村住民と先住民伝統的共有地に於ける先住民部族は、生存の為の森林資源の伝統的利用と家庭利用に関する事前許可を必要としない。 同じく、所有者がその所有地内で、商業を目的とせずこの権利を行使することを保証する。 細則は、この権利の乱用を防ぐ為の手段を定める。

第33条：（森林監督と監査）

- I. 当事者からの要請又は第三者からの告発が有れば、運用プランの適切な適用と実行も含めた法的及び契約上の義務の忠実な履行を確認する為に、森林監督局はその職権を用いて何時でも検査を行う。 この為に、森林監査業者を契約備上することができる。
- II. 有資格な専門職業人の適切な補佐を得^{得る}ている全ての個人又は団体は、細則に従って予め森林監督局から現場視察許可証を取得し、森林営業現場の活動展開を妨げることなく、その現場の確認視察を行うことができる。
- III. 資格審議に受かった企業による森林租借地の有資格・無所属森林監査を5年ごとに行う。 この費用は租借権所有者が負担する。
- IV. 本条に述べる監査は結論の意見を a) 履行している、 b) 矯正可能な欠陥がある、 c) 不履行である とすることができるが、これに付いては細則で詳しく定める。 “履行している”の意見は、森林監督局がそれを適格に批准したならば、契約の自動延長の発生を伴う。 “矯正可能な欠陥がある”の意見は、その欠陥を6ヶ月以内の期間に修正し、その修正を森林監督局が確認したならば、契約延長の発生を伴う。 適格に批准された“不履行である”の意見は事態の深刻さにより、本法とその細則に従う権利の撤回も含め、懲罰の適用を伴う。

第34条：（権利の消滅）

- I. 森林租借権の消滅とそれに伴う撤回は、以下の何れかの事由によって発生する。
 - a) 期限切れ。
 - b) 細則に定める手続きを充たすことなく租借権を第三者に移譲した場合。

- c) 法規類に従った租借権の解消に伴い国家に復帰した場合。
- d) 森林地の利用法の変更。
- e) 森林業許可料金の未支払い。
- f) 本法とその細則に従った運用プランを不履行し、保護と持続性の本質的な要素に災いする場合。
- g) 撤回の対象をなす契約義務の不履行。

III. 前節の事由のうち民間所有地にも適用可能なものは、民間所有地に於ける森林利用許可の消滅に効力を発する。

第35条：（伐開の許可）

伐開許可は森林監督局の現地事務所が直接与え、領域を管轄する県庁及び地方自治体に通知される。この許可は、関係規定に従って定める特定条件に基づき、以下の場合に手配される。

- a) 多目利用に適した土地の伐開。
- b) 防火帯又は輸送路の建設、通信網及び送電線の設置、公共事業の実施、又は病虫害及び風土病の根絶対策。

許可書に定めた条件の不履行は、罰金、有資格当局者が定めた義務、及び法律に基づくその他の懲罰とは別に、権利撤回の対象になる。

第V章：森林業許可料について

第36条：（森林業許可料の種類）

森林資源の利用に伴い、単位面積をヘクタールとした以下の種類の森林業許可料を国家の収益として定めるが、これは税金ではない。

- I. ^{採伐計画}運用プランに定めた租借地内の利用区画をベースに算定した森林利用権として支払う森林利用許可料。
- II. 伐開許可権として支払う伐開許可料。

第37条：（許可料金額）

- I. 森林利用許可料金額は、ヘクタール当たり年間1米ドル（US\$ 1.00）に相当するポリヴィアーノス（Bs.）を最低料金とした入札手段をもって定められる。入札結果で生じる利用許可料の価値は、上述した通貨（米ドル）との交換レートに従って毎年見直される。更に、許可とその最低料金は、産物の1次状態（製材されただけの木材）価格の原本リストと現行リストの間の平均変動値に

従って5年ごとに見直される。 平均変動値は、価格と国内生産量の動向に準じて設定される。

II. 民有地での森林利用に対する森林利用許可料は本法第32条第1)節に述べた如くであると共に、前節に述べる見直し方法に服従する。

ナッツ、ゴム、椰子の芽及びその他類似産物の利用に対する許可料は、許可がこれらの産物だけを対象にしている場合に付いてのみ、最低許可料金額の30%相当である。

然るべく譲与された森林区を有し、そこに於いて森林監督局が与えた条件を満たす森林活動を行っている大学や研究センターは、森林業許可料金の支払いを免れている。

III. 伐開に対する許可料金は、最低許可料金の15倍に相当する金額であると共に、伐開区画で一次状態で利用された木材価値の15%に等しい支払いが、細則に従って加えられる。 但し、農業牧畜活動に適した土地に於ける計5ヘクタールまでの伐開は、許可料を免除されている。 伐開利用された木材の購入者がそれを搬出する為には、一次状態価格の15%に相当する金額を細則に従って支払わねばならない。

第38条：（森林許可料の配分）

伐開許可料金及び森林利用許可料金は、以下の如く割当てられる。

- a) 県庁： 森林利用還元料の名目で、利用許可料の35%と伐開許可料の25%。
- b) 地方自治体： 森林資源の持続利用の援護と奨励及び現地社会に有益な工事の施工を目指して夫々の管轄領域内で譲与した利用区域に従い、且つ被益する地方自治体がこの割当て目的を満たす場合についてのみ、夫々、利用許可料の25%と伐開許可料の25%を割当てる。 或る特定の地方自治体が本法第25条に定める役割を不履行した場合、森林監督局は、本法より発生する該当の地方自治体宛て割当資金の支払停止を、上院議会に求めることができる。 上院議会がその訴えを認めた場合、訴えられた地方自治体政府宛ての森林利用許可料に由来する割当支払いは停止され、上院議会が状況を最終的に解決するまで、その資金は該当の地方自治体政府の口座に積み立てられて行く。
- c) 森林開発国家基金： 水路流域と森林地の分類・区画化・運用・復旧、森林の整備と運用、森林技術の研究、訓練、技術移転の為の現地見返り資金に仕向ける信託資金として、森林利用許可料の10%、伐開許可料の50%、及び罰金や競売で得た金額の純残額を割当てる。
- d) 森林監督局： 森林利用許可料の30%。 法律で承認された予算を上回る全ての資金は、森林開発国家基金宛てに振り替えられる。

第VI章：禁止、違反、犯罪、懲罰について

第39条：（租借の禁止）

以下の公職者が在職中及び職務を離れてから1年以内に、個人的に又は第三者を通じて森林租借権を得ることを禁じる。

- a) 共和国大統領、共和国副大統領、上院議員、下院議員、各国务大臣、最高裁判所長官及び裁判官、立憲法廷裁判官、共和国会計検査院長官、高級裁判所判事、農地改革局の役職当局者と農業司法局の職員、共和国検察庁長官、更新可能天然資源総監督官、森林監督官、県知事、副県知事、県知事代理人と県会代議員、市町村長とその議員、持続開発環境省及び森林監督局の公務員。
- b) 上記a)節に述べた公職者の配偶者、先祖及び第二等親族までの子孫。

本法発令以前に得た権利と遺産相続で得た権利は、これを免れる。既定の禁則を犯したものはその権利を喪失すると共に、場合によっては相応の措置を妨げることなく、その後5年間に於いて新規譲与を受ける資格を失する。

第40条：（外国人への禁止）

外国籍の個人又は団体は、如何なる名目に於いても国境から50キロメートル以内の森林権を得ることはできない。

第41条：（違反と行政的懲罰）

- I. 国家森林制度に対する違反は、違反の重さ又は再犯の度合いに準じて、書類警告、累加罰金、与えた権利の撤回や許可の取消しを招く。
- II. 行政的な懲罰の適用に関する基準や手順は細則に定める。罰金の比例は、違反の重さ又は再犯の度合いに準じて、森林許可料又は伐開許可料の総額の累加比率に基づくものとする。累加比率は許可料の100%を超えてはならない。
- III. 本法で規定する違反は、重大な違反を成し、与えた権利の撤回を招く。

第42条：（森林犯罪）

- I. 有資格当局者が然るべく資格を与えた森林監督官や森林監査官に対立する行為、森林当局者の決裁事項、業務責任指定書、検査・監督に基づき然るべく批准された勧告及び然るべく批准された監査報告書や意見書などの不履行は、刑法第159条、第160条及び第161条の何れかに該当し、夫々、当局者に対する反抗、不服従及び妨害、又は職権行使の障害の犯罪が成立する。
- II. 物質的又は思想的な虚偽行為又は偽造文書の使用が、森林運用^{管理}プランとその付属手段、原料補給プログラム、宣誓供述書、森林専門家や森林技士の報告書や

その他書類、森林検査監督による業務責任指定書及び勧告書、森林監査報告書や意見書、及び本法とその細則に定めるその他の手段に関連する場合は、刑法第198条、第199条、第200条及び第203条に類別する犯罪の加重状況が成立する。

- III. 然るべき許可なくして又は管理的な山焼き（山入）に付いての規定を無視して森林区域で山焼き（山入）を行う、又は、山焼きが森林保護地、森林生産地、不動保留地又は保護地域を損ねた場合は、刑法第206条に分類する犯罪の加重状況が成立する。
- IV. 有資格当局者からの許可なくして又は規定を満たさずにして、保護地、森林業生産地、不動保留地又は保護地域の樹木植生の倒木と焼却、又は他の利用に適した樹木植生地で実践する倒木と焼却、同じく、運用プラン（運用）の不履行により森林を保護し持続する為の主な要素に災いした場合は、刑法第223条に類別する国家の資産と資源の損傷と破壊の行為が成立する。
- V. 有資格当局者が与えた許可なくして又は与えられた地域外での森林資源の利用とその商品化は、刑法第223条に類別する横領行為が成立する。

第 VII 章：異議申し立てと上申について

第43条：（決裁取消し再審請求）

森林監督局から発された行政決裁で影響を受けた者が、その財産に及ぼす被害又は法律で庇護されている権利に対する被害を立証するならば、行政決裁に異議を申し立て、森林監督官に対して決裁を取消すよう再審を請求することができる。この再審請求は、行政決裁が公表又は通達された期日から30日以内に行わなければならない。

第44条：（決裁又は行政沈黙）

森林監督官は、再審請求がなされた期日から15日以内に再決裁を布告しなければならない。森林監督官が再決裁を布告しないままにその期日が過ぎたならば、決裁取消し再審請求は当然拒絶され、総監督官の上級審議を仰ぐものと見なされ、一連の経過公文書類は、最高5日間の間総監督官宛てに提出しなければならない。

第45条：（上級審議）

決裁取消し再審請求の拒絶を森林監督官が布告したならば、その通達期日から15日以内に更新可能天然資源規制システム(SIRENARE)の総監督官に上級審議の仲裁を求め、異議申し立てを行うことができる。総監督官は経過公文書類の即日提出を

指令する。 総監督官からの決裁宣告により行政的な手続きは終結し、その後は、最高裁判所に於ける行政訴訟の上告手段が残される。

第46条：（予防策）

森林資源の防衛、及び生態系、生物多様、環境の保護の為に、森林監督局又はその他の有資格行政当局者が即刻履行を強制する予防策を指令した決裁を發したならば、返却効力についての行政的又は司法的な再審請求のみが受け入れられ、判決済みの性格の下に上級当局者がそれを撤回しない限り、その決裁は効力と影響力を維持する。

第 III編：暫定措置

第 1条：（移行制度）

- I. 本法発令期日に有効な森林利用契約を有する名義人に、1996年12月31日までに以下の条件で租借制度に任意的に転向する恩恵を与えよ。
 - a) 任意的転向を求める森林利用契約は、この恩恵授与効力の為についてのみ、租借権譲渡の際に、全ての法的効力を伴う絶対優先権を持つ森林区域優先指定者と見なされる。
 - b) 部分転向地に領土連続性がなく単一区域を成している場合についてのみ、各契約書で譲渡された区域面積を任意的に縮小して部分的に租借制度に転向し、残りの区域を国の支配に復帰させることは妥当である。
 - c) 森林債務の支払いが滞っていないこと。
 - d) 本法第37条第 I節に定める改訂料金で最低許可料を支払う。 この許可料は以下の方法で支払われる。
 1. 第 1年次の支払いは、1996年の最終就業日までに 50%を支払い、残りの 50% は1997年 7月の最終就業日までに行う。
 2. 第 2次年次以降は、毎年 1月の最終就業日に 30%、 7月の最終就業日に 30%、及び10月の最終就業日に 40%を夫々支払うものとする。
 第 1年次は租借制度に転向した区域全体について支払う。 1998年度以降は、本法第29条第 III節f)項に従って然るべく承認された運用プランに定められた実質利用可能面積について支払う。 面積重複の場合の払い戻しや追加支払いの権利はない。
 - e) この恩恵を被る者は、転向期日から40年間の（租借）期限と、期間の継続延長システムを享受する。

- f) 任意転向を受入れる者は、引き止めて保持する区域と実施する投資を正当化した運用プランを、遅くとも1997年6月30日までに提出しなければならない。
- g) 契約転向の恩恵を被る者は、国家森林制度の規則に服従する。

II. 任意的な契約転向を受け入れない者は、夫々の技術・法律的な分析と、場合によっては森林監査に委ねる為に、権利の正常な取得と保持を裏付ける完璧な書類のコピーに受付機関の認証を取り付け、これを前節に定める期間内に森林監督局に提出しなければならない。

定められた期間内での裏付け書類の提出漏れは、是正不能な歴然たる不正が存在しているものと当然見なされ、契約の無効宣告とそれに伴う国への復帰を招く。 森林利用契約の査定プロセスは以下の通りである。

- a) 技術・法律的な分析に於いて、その時点で有効なる法規に従うと、行為の全面無効を意味する不正の存在が確認される、又は、その法規に従うと契約の解消を意味する義務の不履行が確認される場合、森林監督局は、譲与した時と同じ性格の法的手段を用いて相応の決裁を布告する。
- b) 前項に該当しない事例は、契約実行に於ける法的義務、規則及び契約条件の実質履行を、その時点で有効なる法規に従って厳密に調べる為に、有資格で無所属の森林監査に服する。
- c) 監査の結論意見は、以下の何れかの意向で表明することができる。

権利の有効： 有資格で無所属の森林監査が厳格な履行を主張する場合は、契約の残り期間については有効であるが、契約は更新することはできず、これを行った場合は国への復帰の処罰の対象となる。

契約解消： 利用契約や運用プランの不履行が明白に見出だされる場合は、契約解消の決裁と譲与した権利の自動的な国への復帰を招く。

この場合、森林監督局は、譲与した時と同じ性格の法的手段を用いて、契約解消についての相応の行政決裁を発する。 これに対する異議申し立ては、本法の定めに従って行う。

III. 租借制度への任意的転向を選択しない者は、現行化された運用プランを1996年12月31日までに提出しなければならない。 この場合、森林監督局は、夫々の利用契約署名期日に有効であった法規に相応に定められた支払い義務の定期的な改訂を行う。

第2条：（予算）

国家森林制度への移行プロセスに於ける監査やその他の活動に要する支出も含め、森林監督局が本会計年度に必要とする予算に対応することを、大蔵省に許可する。

第 3条：（森林権と利用権に関して）

- I. 全ての森林権や単一利用権、罰金額や競売代金に関して、それ相応の適合策が定められるまで、罰金額や競売代金は森林監督局宛てに振り替えられ、その後本法に従って割当てられる。
- II. 単一契約方式で利用されている 200ヘクタールまでの小規模所有地は、本法とその細則に従って正規の方式に編入されるまで利用量による徴収を続けるべく、この事例に対する例外暫定規定の設定を森林監督局に許可する。

第 4条：（各県庁からの援護）

各県庁は、CENTRO DE DESARROLLO FORESTAL（森林開発センター）の UNIDADES TECNICAS DESCENTRALIZADAS（地方分権技術班）に属していた動産と不動産を森林監督局に譲渡する。

第 5条：（重複した権利の調和）

本法の効力発生により、非木材用森林資源の利用権と木材用森林資源の利用権が同一区域で重複している場合、森林監督局は双方の権利の調和を行う。

第 6条：（内部規則）

森林監督官が任命されるまで、その職務は天然資源環境庁長官が兼務し、本長官の決裁に対しては本法第43条、第44条及び第45条の異議申し立て法的措置が適用される。 行政的な最終審議レベルは持続開発環境大臣が暫定的に兼務する。 森林監督官が任命され、且つ更新可能天然資源規制システム（SIRENARE）の総監督官が任命されるまで、これらの職務は SISTEMA DE REGULACIONES SECTORIALES（SIRESE:各部門規制システム）の総監督官が兼務する。

第IV編：最終措置

第 1条：（森林検問所）

通行遮断検問所、密輸送監視・税金徴収所及び抑留所を成さず、森林資源とその産物の通過のコントロールのみを行い、如何る金銭徴収をも禁じた森林検問所の設置を森林監督局に許可する。

第 2条：（全面無効）

本法発令以前に行われた森林利用契約の対象区域の分割又は移譲（名義変更）は、全面的に無効である。

第 3条：（撤廃及び廃棄）

本法に背反する全ての規定を撤廃及び廃棄せよ。

立憲の目的に処する為に、行政府に移譲する。

栄誉なる国会の議会議室に於いて1996年 7月11日に発令した。

（署名） JUAN CARLOS DURAN SAUCEDO（フアン・カルロス・ドゥラン・サウセド）、GUILLERMO BEDREGAL GUTIERREZ（ギリエルモ・ベドゥレガル・グティエレス）、WALTER ZULETA RONCAL（ワルテル・ズレタ・ロンカール）、HORACIO TORES GUZMAN（オラシオ・トレス・グスマン）、EDITH GUTIERREZ DE MANTILLA（エディ・グティエレス・デ・マンティリア）、ALFREDO ROMERO（アルフレド・ロメロ）

故に、共和国の法律として保ち且つ履行させる為に発令する。

ラパス市の大統領府に於いて1996年 7月12日に発布した。

（署名） GONZALO SANCHES DE LOZADA（ゴンサロ・サンチェス・デ・ロサダ）、JOSE GUILLERMO JUSTINIANO SANDOVAL（ホセ・ギリエルモ・フスティニアノ・サンドバル）、MOISES JARMUSZ LEVY（モイセス・ハルムズ・レビ）

JICA